

'15.10.改定



2015年10月1日以降保険始期用

自動車保険 総合パンフレット



富士火災の自動車保険は、充実



補償内容をご確認ください。

相手方への賠償に関する補償



ご自身や同乗者への補償



ご契約のお車の補償



記名被保険者

個人

法人

▶ 自由な設計



対象用途車種
全用途車種

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険

人身傷害特約

搭乗者傷害保険

自損事故保険

無保険車傷害保険

車両保険

この他にも各種特約をご用意しています。

記名被保険者

個人

▶ リスク細分型



対象用途車種
自家用8車種
二輪自動車

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険

人身傷害保険

搭乗者傷害保険

無保険車傷害特約

車両保険

この他にも各種特約をご用意しています。

(注1) 家庭用総合自動車保険 (FAPNEO) の場合、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険・無保険車傷害特約は自動セットとなります。

(注2) レンタカー・教習用自動車は、FAIのみでご契約いただけます。(注3) ドライバー保険につきましては、一部補償内容・契約条件が異なります。詳しくは取扱代

富士火災のおすすめ自動車保険

ベリエス

事故対応はもちろん、
日常生活のサポートまで、
充実した補償とサービスをご提供する
ひとつ上に行く自動車保険。


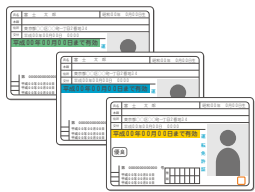
MUSE

事故の前も後も、
あなたとあなたの守りたい人
やさしくサポートする自動車

- 事故発生時にまもる
- 事故をふせぐ
- 事故後の生活をささえる

した補償とサービスをお約束します。

ご契約の条件を設定してください。

運転される方の年齢	運転される方の範囲	● 免許証の色 ● 使用目的
		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 年齢を問わず ■ 21歳以上 ■ 26歳以上 ■ 30歳以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 限定なし ■ 本人・配偶者限定 ■ 家族限定 	適用なし
<p>この他にも各種割引を適用できる場合があります。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 年齢を問わず ■ 21歳以上 ■ 26歳以上 ■ 30歳以上 ■ 35歳以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 限定なし ■ 本人・配偶者限定 ■ 家族限定 	<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #f96;">免許証の色</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ ゴールド免許 ■ ゴールド免許以外 <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #f96;">使用目的</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 業務使用 ■ 通勤・通学使用 ■ 日常・レジャー使用
<p>この他にも各種割引を適用できる場合があります。</p>		

理店・営業社員までお問い合わせください。

を
保険。



ベリエストとミュズの充実した補償とサービスを兼ね備えた、ひとつ上に行く自動車保険。

もくじ


- 商品構成 P1~2
- 相手方への賠償に関する補償 P3~4
- ご自身や同乗者への補償 P5~9
- ご契約のお車の補償 P10
- その他の補償 P11~16
- 各種サービス P17

全用途車種 対応!

24時間365日

ロードレスキュー

事故・故障など、お車のトラブルの際にご利用いただけます。




- おすすめ自動車保険
- ベリエスト P18
- ミューズ P19~20
- ベリエストミューズ P21
- ON / OFF P21
- 事故がおきたら P22

24時間365日対応

富士火災 セイフティ24 コンタクトセンター

深夜・休日でも平日と同様の初期対応サービスをご提供いたします。



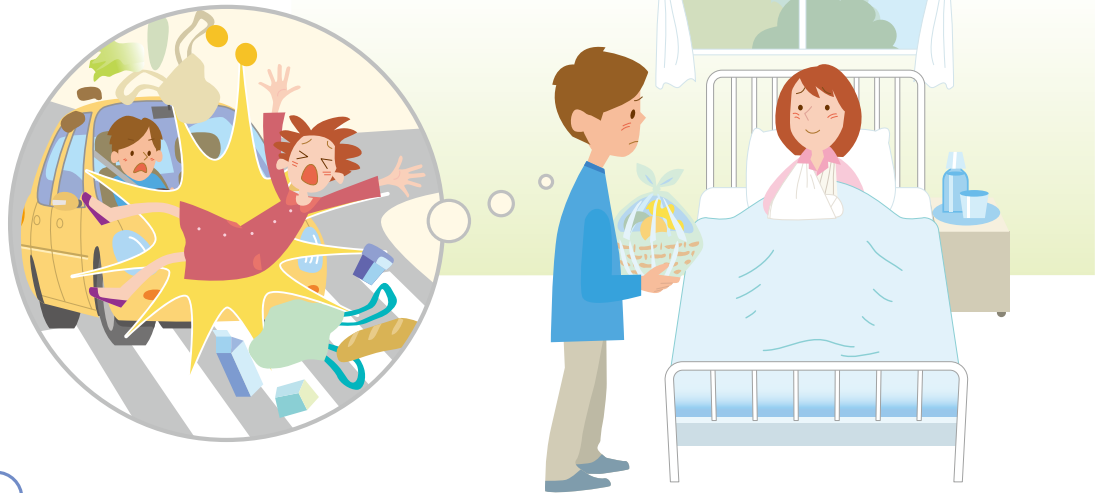
- 運転される方に合わせた保険料の設計 P23~24
- ノンフリート等級別料率制度 P25~26
- 各種割引 P27
- 保険料のお支払い P28
- ご契約に際して P29~30
- 自動車保険に付随する保険金・特約等のご案内 P31~33
- 保険用語説明 P34

相手方への賠償に関する補償

対人賠償責任保険

FAI :ご希望によりセット
FAP :自動セット

ご契約のお車の事故により、他人（歩行者や自動車に乗車中の方など）を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、自賠責保険などで支払われる金額を超える部分に対して保険金をお支払いします。



お支払いする保険金

被害者1名につき保険金額を限度に、損害賠償責任額より自賠責保険などで支払われる金額を差し引いた金額をお支払いします。また、実際に負担された損害防止費用などの約款に定めた費用についてもお支払いします。

対人臨時費用保険金

対人事故の被害者の方が死亡または3日以上入院された場合に、臨時に必要とする費用（お見舞いの花代や菓子折代など）をお支払いします。

	死亡	入院20日以上	入院3日以上20日未満
FAI	被害者1名につき 15万円	被害者1名につき 3万円	
FAP		被害者1名につき 5万円	被害者1名につき 3万円

❗ 保険金が支払われない主な場合は、P30をご覧ください。

❗ 示談交渉サービスがセットされます。詳しくはP17をご覧ください。

保険金額は無制限をおすすめします！

自動車事故により他人を死傷させてしまった場合、高額な損害賠償責任額が発生することがあります。

■ 対人賠償高額判決例

認定総損害額	裁判所	被害者の年齢(性別)	被害者の職業	被害の態様
5億 2,853万円	横浜	41歳(男性)	開業医	死亡
3億 9,725万円	横浜	21歳(男性)	大学生	後遺障害
3億 9,510万円	名古屋	20歳(男性)	大学生	後遺障害

対物賠償責任保険

FAI : ご希望によりセット
FAP : 自動セット

ご契約のお車の事故により、他人の財物(車や建物など)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。



お支払いする保険金

保険金額を限度(注)に、実際の損害賠償責任額をお支払いします。なお、免責金額が設定されている場合は、その額を差し引いてお支払いします。また、実際に負担された損害防止費用などの約款に定めた費用についてもお支払いします。

(注) 保険金額が10億円を超える場合(保険金額が無制限の場合など)、「ご契約のお車に業務(家事を除きます。)として積載されている危険物の火災、爆発または漏えい起因する対物事故」や「航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故」等は、10億円が限度となります。

❗ 保険金が支払われない主な場合は、P30をご覧ください。

❗ 示談交渉サービスがセットされます。詳しくはP17をご覧ください。

免責金額

次の金額の中からお選びいただけます。

(注) お車の用途車種によっては適用できない免責金額があります。

0(なし)

3万円

5万円

10万円

15万円

20万円

保険金額は無制限をおすすめします!

自動車事故により他人の財物に損害を与えてしまった場合、高額な損害賠償責任額が発生することがあります。

対物賠償高額判決例

認定総損害額	裁判所	被害物
1億 3,580万円	東京	店舗
1億 2,037万円	福岡	電車・家屋など
1億 1,798万円	大阪	トレーラー

おすすめ特約

相手車全損時臨時費用特約

セットできる保険商品

FAI・**FAP**
(ご希望によりセット)

対象用途車種

全用途車種

対物事故により相手自動車全損になり、保険の補償を受けられる方が相手自動車の価額と修理費の差額または買い替え時の諸費用を道義的に負担された場合にその費用について、次の①②いずれか高い額を限度に保険金をお支払いします。ただし、対物賠償責任保険金をお支払いする場合に限ります。なお、この場合の全損とは相手自動車の修理費が相手自動車の価額以上となる場合、または相手自動車の損傷が修理できない状態である場合をいいます。

条件	限度額
① 損害賠償責任額(注)の15%に相当する額が10万円未満の場合	10万円
損害賠償責任額の15%に相当する額が30万円を超える場合	30万円
上記以外の場合	損害賠償責任額の15%

(注) 損害賠償責任額とは「相手自動車の価額×保険の補償を受けられる方の過失割合」をいいます。

② 修理費が相手自動車の価額を上回る場合、その差額に保険の補償を受けられる方の過失割合を乗じた金額(50万円限度)。ただし、相手自動車事故発生の日から6か月以内に修理された場合に限ります。

ご自身や同乗者への補償

人身傷害保険（特約）

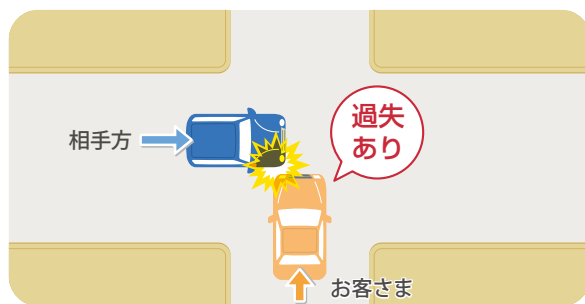
FAI : ご希望によりセット
FAP NEO : 自動セット

保険の補償を受けられる方が自動車事故により死傷された場合や後遺障害を被られた場合に、過失割合にかかわらず、弊社の算定基準に基づき保険金をお支払いします。ただし、無保険車傷害保険（特約）から保険金が支払われる場合を除きます。

- (注1) 相手方からの賠償金や労働者災害補償制度による給付等、損害を補償するために支払われる額については、原則としてその額を差し引いて保険金をお支払いします。
(注2) 保険金額を上回る損害部分および弊社の算定基準を超える損害部分については、お客さまご自身による相手方への請求が可能です。



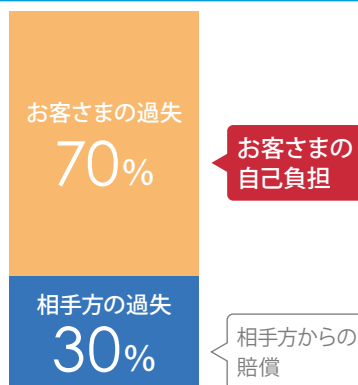
人身傷害保険（特約）とは？



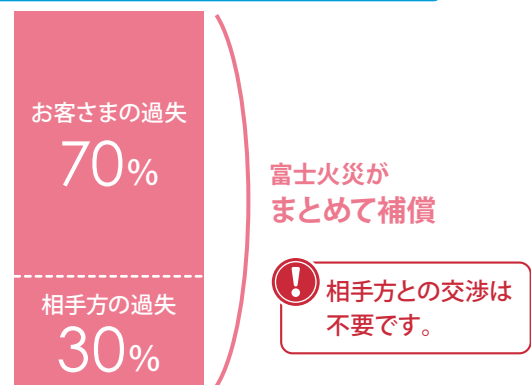
優先道路を走る相手車と出会い頭に衝突して大ケガをしました。こちらに過失がある場合、相手方に補償してもらえるのは自分の過失割合を除いた分だけです。そのため、今までは治療費等の一部を自己負担していましたが、人身傷害保険（特約）は、その自己負担部分も補償する保険（特約）です。

たとえば、事故でお客さまの過失割合が70%、相手方の過失割合が30%の場合。

人身傷害保険（特約）がついていない場合



人身傷害保険（特約）がついている場合



(注) 人身傷害保険（特約）にて保険金をお支払いした場合、弊社はお支払いした保険金の額を限度に、保険金請求権者の利益を害さない範囲でその損害賠償請求権を代位取得します。

お支払いする保険金

保険の補償を受けられる方1名につき保険金額を限度に、弊社が定めた「人身傷害条項（特約）損害額算定基準」に基づきお支払いします（注）。また、実際に負担された損害防止費用などの約款に定めた費用についてもお支払いします。

(注) 相手方の賠償責任保険とは算出方法が異なります。





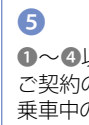
❗ 保険金が支払われない主な場合は、P30をご覧ください。


人身傷害重度後遺障害保険金額2倍規定

自動車事故により、ご契約のお車の運転者や同乗者が傷害を被り、その傷害が原因で約款に定める重度後遺障害（注）を被り、かつ、介護の必要が認められた場合、保険金額の2倍に相当する額を限度に保険金をお支払いします（保険の補償を受けられる方1名につき2億円限度）。

(注) 重度後遺障害とは、神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する場合などをいいます。

人身傷害保険(特約)の補償対象となる方

1  記名被保険者 または 個人被保険者	2  ①の配偶者	3  ①または②の 同居の親族	4  ①または②の別居の 未婚(婚姻歴がない こと)の子	5  ①～④以外で ご契約のお車に 乗車中の方
---	---	---	---	--

 記名被保険者が個人の場合、または個人被保険者を設定した場合、上記①～④に該当する方は歩行中などの自動車事故についても補償の対象となります。また、上記①～⑤に該当する方以外にも、ご契約のお車の保有者(※1)・運転者(※2)も補償の対象となります。ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合で自動車損害賠償保障法第3条の損害賠償請求権が発生しない場合(※3)に限ります。

2台目以降のご契約におすすめします。

人身傷害の被保険自動車搭乗中限定特約

セットできる保険商品

FAI・FAP
(ご希望によりセット)

対象用途車種

全用途車種


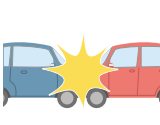




人身傷害保険(特約)の補償範囲をご契約のお車に乗車中の事故に限定する特約です。

(注1) ご契約のお車の保有者・運転者はご契約のお車に乗車中の事故のみに限定されません。ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故にあわれた場合で自動車損害賠償保障法第3条の損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。

(注2) 記名被保険者が法人の場合には自動セットされます。ただし、個人被保険者を設定した場合には、この特約をセットしない人身傷害もお選びいただけます。

- (※1) 自動車損害賠償保障法第2条第3項の保有者(ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を借りている方など、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方)をいいます。
- (※2) 自動車損害賠償保障法第2条第4項の運転者(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など、他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方)をいいます。
- (※3) ご契約のお車の保有者がご契約のお車を誘導中にそのお車にひかれてしまった場合等をいいます。

補償範囲

事故の種類 保険種類		お車の事故			その他の事故		
							
FAI	記名被保険者 個人の場合	●	● (注4)	● (注4)			
	記名被保険者 法人の場合(注3)	●	(注5)				
FAP NEO		●	● (注4)	● (注4)	● (注4)	● (注4)	● (注4)
人身傷害の被保険自動車 搭乗中限定特約		●	(注5・6)				

(注1) 他のお車とは、ご契約のお車以外の自動車です。ただし、次のような損害は補償の対象外です。

- 記名被保険者およびそのご家族が、所有または主に使用する他のお車に乗車中に生じた損害。
- 自動車検査証に「事業用」と記載されている他のお車を保険の補償を受けられる方が運転中に生じた損害。
- 営業用バスまたは自家用バスに該当する他のお車を保険の補償を受けられる方が運転中に生じた損害。
- 保険の補償を受けられる方の使用者の業務のために、その使用者が所有する他のお車を保険の補償を受けられる方が運転している場合に生じた損害。

(注2) 交通乗用具とは、電車・自転車・船舶・飛行機・エレベーターなど自動車以外をいいます。

(注3) 個人被保険者を設定した場合は取扱いが異なります。

(注4) 記名被保険者およびそのご家族(「人身傷害保険(特約)の補償対象となる方」の①～④に該当する方)に限り補償の対象となります。

(注5) 「臨時代替自動車特約」(P15)が適用されている場合は、補償の対象となる場合があります。

(注6) 「他車運転特約」(P16)「他車運転特約(二輪・原付)」(P16)または「ファミリーバイク人身傷害特約」(P16)が適用されている場合は、補償の対象となる場合があります。

一部の補償範囲を記載しております。詳細につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

(注) 「人身傷害保険(特約)の補償対象となる方」の①～④に該当する方が既に他の保険契約で「人身傷害保険(特約)」をセットしている場合、補償が重複することがありますので、ご契約に際しては契約形態をご確認ください。なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、「人身傷害保険(特約)」をセットされたご契約を解約される時等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

ご自身や同乗者への補償

搭乗者傷害保険

FAI
FAP
NEO :ご希望によりセット

ご契約のお車に乗車中の方が、自動車事故により死傷された場合、または後遺障害を被られた場合に保険金をお支払いします。



お支払いする保険金

死亡保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、1名保険金額の全額をお支払いします。

重度後遺障害特別保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に約款に定める重度後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められた場合に、1名保険金額の10%をお支払いします(100万円限度)。

後遺障害保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に約款に定める後遺障害を被られた場合に、1名保険金額の4%~100%を後遺障害の程度に応じてお支払いします。

重度後遺障害介護費用保険金

事故発生の日からその日を含めて180日以内に約款に定める重度後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められた場合に、後遺障害支払保険金の50%をお支払いします(500万円限度)。

搭乗者傷害の 死亡・後遺障害保険金のみ補償特約

セットできる保険商品

FAI・FAP
NEO (ご希望によりセット)

対象用途車種

全用途車種

搭乗者傷害保険でお支払いする保険金を死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害特別保険金・重度後遺障害介護費用保険金のみ限定する特約です。

(注) 死亡保険金と後遺障害保険金については重複してお支払いする場合でも、お支払いする保険金の総額は1名保険金額を限度とします。

搭乗者傷害保険における自動車事故とは、ご契約のお車の運行に起因する事故等であり、「運行」とは、自動車の発進、走行、停止等のほか、自動車の各種装置の使用または操作も含まれます。

医療保険金 「日数払」または「一時金払」から、お選びいただけます。

日数払

治療を目的として入院または通院した日数(注)に対して、入院日数1日につき入院保険金日額、通院日数1日につき60日を限度に通院保険金日額を医療保険金としてお支払いします。
 (注)事故発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いできません。

搭乗者傷害の医療保険金(入院最初7日間)の2倍払特約

セットできる保険商品 **FAI・FAP** (ご希望によりセット)
 対象用途車種 全用途車種(レンタカーを除く)

搭乗者傷害保険の日数払における医療保険金について、事故発生の日からその日を含めて7日間以内に該当する入院保険金日額を倍額でお支払いします。

一時金払

事故発生の日からその日を含めて180日以内に治療を目的として入院または通院した場合に、次の額を医療保険金としてお支払いします。

〔入院または通院の合計日数が4日以内の場合〕

治療給付金として一律1万円。

〔入院または通院の合計日数が5日以上の場合〕

入通院給付金としてケガの内容に応じた右表の金額。

搭乗者傷害保険の医療保険金支払額基準表

①	以下の②～④以外	10万円
②	ア. 手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 イ. 上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	30万円
③	ア. 上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の欠損・切断 イ. 眼球の内出血・血腫・破裂	50万円
④	ア. 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 イ. 頭蓋内血腫(頭蓋内出血を含みます。) ウ. 頸髄損傷 エ. 脊髄損傷 オ. 胸腹部臓器等の破裂・損傷	100万円

**治療中でもケガの内容が確定したら、
医療保険金をお支払いします！**

さらに充実した補償をご提供いたします。

搭乗者傷害の医療保険金(一時金払)の2倍払特約

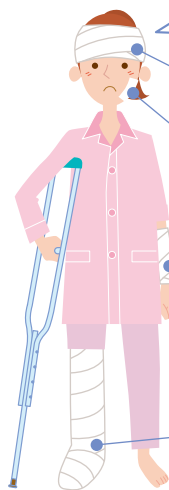
セットできる保険商品

FAI・FAP
(ご希望によりセット)

対象用途車種

全用途車種

「一時金払」の医療保険金を2倍にしてお支払いする特約です。



たとえば、入通院の治療日数5日以上で次のようなケガの場合、この特約をセットしていると…

〈ケガの内容による入通院給付金〉

頭部の打撲 10万円

顔面の切創 10万円

上肢の切創 10万円

足首の骨折 30万円

お受けになる医療保険金

左記の入通院給付金のうち最も高い額
足首の骨折 30万円

一時金払の2倍払特約をセット

2倍

60万円

搭乗者傷害の医療保険金のみ補償特約

セットできる保険商品

FAI・FAP
(ご希望によりセット)

対象用途車種

全用途車種
(自家用バス・営業用バスを除く)

搭乗者傷害保険でお支払いする保険金を医療保険金のみ限定する特約です。
 「一時金払」の医療保険金をお選びいただいた場合のみセットできます。

! 保険金が支払われない主な場合は、P30をご覧ください。

ご自身や同乗者への補償

自損事故保険

FAI : 対人賠償責任保険に自動セット

ご契約のお車の事故により、保険の補償を受けられる方が死傷された場合または後遺障害を被られた場合で、自動車損害賠償保障法第3条の損害賠償請求権が発生しないときに保険金をお支払いします。

(注) 人身傷害特約をセットされた場合は、この保険による保険金のお支払いはありません。

お支払いする保険金

死亡保険金

死亡された場合に、1名あたり1,500万円をお支払いします。

後遺障害保険金

約款に定める後遺障害を被られた場合に、後遺障害の程度に応じて50万円～2,000万円をお支払いします。

介護費用保険金

約款に定める重度の後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められた場合に、後遺障害保険金に加えて200万円をお支払いします。

医療保険金

事故で傷害を被った場合、治療を目的として入院または通院した場合に治療日数1日につき、入院の場合は6,000円、通院の場合は4,000円をお支払いします。ただし、1回の事故につき保険の補償を受けられる方1名ごとに100万円を限度とします。



❗ 保険金が支払われない主な場合は、P30をご覧ください。

自損事故保険における自動車事故とは、ご契約のお車の運行に起因する事故等であり、「運行」とは、自動車の発進、走行、停止等のほか、自動車の各種装置の使用または操作も含まれます。

無保険車傷害保険(特約)

FAI
FAP
NEO : 対人賠償責任保険に自動セット

自動車事故により死亡された場合、または後遺障害を被られた場合で、事故の相手方が不明または十分な保険を契約していなかったために賠償を受けられなかったときに保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

保険の補償を受けられる方1名につき保険金額を限度に、相手方が負担すべき損害賠償責任額より相手方の自賠責保険や対人賠償責任保険で支払われる金額等を差し引いた額をお支払いします。また、実際に負担された損害防止費用などの約款に定めた費用についてもお支払いします(保険金額は対人賠償責任保険の保険金額と同額です。)



❗ 保険金が支払われない主な場合は、P30をご覧ください。

ご契約のお車の補償

車両保険



:ご希望によりセット

ご契約のお車が衝突や接触などにより、損害を受けられた場合に保険金をお支払いします。(注1)



補償の種類 次の2つのタイプからお選びいただけます。

一般車両保険 さまざまな事故や災害を対象としたタイプ。

エコノミー^{エース}A^(注2) 補償範囲を限定して保険料をお安くしたタイプ。

補償範囲表

事故例											
ご契約タイプ	車以外の物との衝突・接触	あて逃げ	転覆・墜落	車庫入れミス	車と車の衝突・接触(注3)	火災・爆発	盗難(注4)	台風・洪水・高潮	騒擾(じょう)・労働争議の暴力・破壊行為	飛来中・落下中の他物との衝突	落書・いたづら・窓ガラス破損
一般車両保険	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
エコノミー ^{エース} A	×	×	×	×	●	●	●	●	●	●	●

- (注1) お車の欠陥、自然消耗、故障などによるご契約のお車の損害やタイヤの単独損害(火災・盗難を除きます。)については、保険金をお支払いできません。
- (注2) 「エコノミー^{エース}A」とは、「車両危険限定特約(エコノミーA)」をセットした車両保険をいいます。ご契約のお車が「二輪自動車」または「原動機付自転車」の場合はセットできません。
- (注3) 「エコノミー^{エース}A」では、相手自動車および運転者(所有者)が確認できる場合に限り保険金をお支払いします。相手自動車とは、その所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。
- (注4) ご契約のお車が「二輪自動車」および「原動機付自転車」の場合、盗難によって生じた損害については保険金をお支払いできません。

お支払いする保険金

全損	車両価額協定保険特約(P13)をセットされているご契約	保険金額
	車両価額協定保険特約をセットされていないご契約	事故時点での時価額(保険金額限度)
分損	損害額(修理費用等) - 免責金額	
	車両価額協定保険特約がセットされていないご契約で、保険金額が事故時点での時価額に達しない場合は、一定の割合で減額されます。	

(注) 実際に負担された損害防止費用などの約款に定めた費用についてもお支払いします。

! 保険金が支払われない主な場合は、P30をご覧ください。

免責金額

次の金額の中からお選びいただけます。(注1)

用途車種	免責金額	
	増額方式(注2)	定額方式
自家用8車種	事故1回目 事故2回目以降 0(なし) ▶▶▶ 10万円 5万円 ▶▶▶ 10万円	0(なし)・5万円・7万円・10万円・15万円・20万円
原動機付自転車・農耕作業用自動車	—	0(なし)・1万円・5万円・7万円・10万円
上記以外の用途車種	—	0(なし)・5万円・7万円・10万円・15万円・20万円

- (注1) ご契約条件によっては適用できない免責金額もあります。
- (注2) 保険期間中1回目の事故については「事故1回目」の免責金額が、2回目以降の事故については「事故2回目以降」の免責金額が適用されます。長期契約の場合は、取扱いが異なります。

その他の補償

●各種特約について、ご説明します。

おすすめ
特約

車両搬送費用特約

セットできる保険商品

FAI・FAP
NEO
(車両保険に自動セット)

対象用途車種

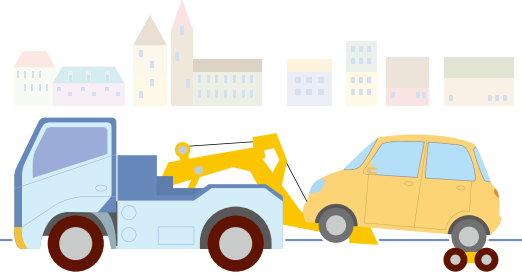
全用途車種

ご契約のお車が自動車事故・故障または落輪により自力走行不能となった場合に負担された費用について、保険金をお支払いします。

保険金のお支払い対象となる費用	用途車種	上限額
●ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場等へ搬送するための費用。	自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車など以下の用途車種以外	30万円
●落輪したご契約のお車をクレーン等で引き上げる費用。	自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)・営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)・自家用バス・営業用バス・砂利類運送用普通貨物車・普通型ダンプカー(最大積載量2トン超)・特種用途自動車(キャンピング車以外)・A種工作車・B種工作車	50万円



車両保険に自動セットされます。
車両保険をご契約されない場合はご希望によりセットできます。



車両搬送時諸費用特約

車両搬送費用特約付きのご契約にご希望によりセット

ご契約のお車が自動車事故・故障により自力走行不能になり、修理工場等へ搬送された場合に負担された費用について、保険金をお支払いします。

費用名	保険金のお支払い対象となる費用	上限額
車両運搬・引取費用	修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用など。	1事故・1故障につき30万円 (一部の用途車種は50万円)
臨時宿泊費用	被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するために必要な1泊分の客室料。	1事故・1故障、1名につき1万円
臨時帰宅・移動費用	被保険者が損害発生地の地から出発地、居住地または当面の目的地のいずれかへ移動するにあたり、合理的な経路および方法により、ご契約のお車の代替となる交通機関を臨時に利用した場合に必要な費用。	1事故・1故障、1名につき2万円

おすすめ
特約

弁護士費用特約(自動車)

セットできる保険商品

FAI・FAP
NEO
(ご希望によりセット)

対象用途車種

全用途車種

自動車事故により保険の補償を受けられる方が他人から死傷させられた場合や財物(※)に損害を与えられた場合に、相手方に損害賠償請求を行う際に弊社の同意を得て支出された弁護士費用・訴訟費用等や法律相談費用について保険金をお支払いします。



- 弁護士費用・訴訟費用等(300万円限度)
- 法律相談費用(10万円限度)

(※)業務に使用される財物、業務に関連して受託した財物は除きます。ただし、ご契約のお車は対象となります。

(注)記名被保険者またはそのご家族の方が既に他の保険契約でこの特約をセットしている場合、補償が重複することがありますので、ご契約に際しては契約形態をご確認ください。記名被保険者およびご家族の補償においては、この特約を複数のご契約にセットされた場合、支払限度額が合算されて補償されます(1契約における支払限度額は増額されません。)。なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、この特約をセットされたご契約を解約されるとき等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。



ベリエスト Aセットの特約 <ベリエストAセットについては、P18をご覧ください。>

<p>介護費用特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車</p> <p>人身傷害保険(特約)の保険金支払対象となる事故により、保険の補償を受けられる方が約款に定める後遺障害等級表の第1級～第9級の後遺障害を被り、かつ、弊社の定める要介護状態になった場合に、介護を要する状態に応じて約款で定めた金額(定額)をお支払いします。</p> 
<p>福祉機器等 取得費用特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車</p> <p>人身傷害保険(特約)の保険金支払対象となる事故により、保険の補償を受けられる方が約款に定める後遺障害等級表の第1級～第3級の後遺障害を被り、かつ、社会経済活動への参加のために福祉機器等の取得が必要であると認められた場合、お客さまが負担された取得費用(300万円限度)を保険金としてお支払いします。</p> 

ベリエスト Bセットの特約 <以下2特約は記名被保険者が個人の場合のみご契約いただけます。ベリエストBセットについては、P18をご覧ください。>

<p>携行品特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車 (レンタカー・教習用自動車を除く)</p> <p>国内・国外を問わず自宅外における偶然な事故により、保険の補償を受けられる方の所有する携行品に破損・盗難などの損害が生じた場合に再調達価額(貴金属等は時価額)または修繕費を保険金としてお支払いします(携行品1個〔1組・1対〕あたり10万円限度、乗車券・通貨などは5万円限度/保険期間1年につき30万円限度)。なお、この場合の時価額とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。</p> <p>●家族型・夫婦型・個人型の3タイプからお選びいただけます。</p> 
<p>日常生活 賠償責任特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車 (レンタカー・教習用自動車を除く)</p> <p>日本国内において被保険者が日常生活で他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします(保険金額無制限)。</p> <p>(注1) 自動車事故による賠償等を除きます。 (注2) 記名被保険者またはそのご家族の方が既に他の保険契約でこの特約をセットしている場合、補償が重複することがありますので、ご契約に際しては契約形態をご確認ください。なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、この特約をセットされたご契約を解約されるとき等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。</p> <p>賠償事故解決特約 日常生活賠償責任特約に自動セット</p> <p>「日常生活賠償責任特約」で補償する損害賠償の請求を受けた場合の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士を選任を含みます。)は原則として弊社で行います。</p> 

その他の補償

●各種特約について、ご説明します。

ON/OFFセットの特約 <以下2特約は記名被保険者が個人の場合のみご契約いただけます。ON/OFFセットについては、P18・21をご覧ください。>

<p>休業お見舞い (所得補償特約)</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車・ 個人タクシー (レンタカー・教習用自動車を除く)</p> <p>ご契約のお車に乗車中の自動車事故により保険の補償を受けられる方(注)が傷害を被り、その直接の結果として死亡または一定期間以上就業不能になった場合に保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●休業保険金…死亡または1か月以上就業不能となった場合、就業不能期間1か月あたり5万円(12か月限度/事故発生の日からその日を含めて12か月以内に死亡の場合は就業不能期間を12か月とみなします。) ●臨時費用保険金…就業不能期間が15日以上となった場合、または死亡の場合5万円。 <p>(注)契約時に有職者(アルバイト・パートタイマーを含みます。)であることが条件です。なお、契約時にご指定いただければ記名被保険者に代えて、他の方(1名/契約時に有職者であることが条件です。)を補償対象者とすることもできます。</p>
<p>対物事故時の 代車費用5日間特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車・ 個人タクシー (レンタカー・教習用自動車を除く)</p> <p>対物事故を起こした際、その事故により損害を受けたご契約のお車を修理している期間または買い替えまでの期間にレンタカーなどの代車を利用される場合の費用として日額5,000円(5日間限度)を保険金としてお支払いします。</p> <p>(注)自家用8車種で車両保険がセットされたご契約ではご希望により「代車費用特約(代車借入条件付実損払方式)」(P14)もお選びいただけます。</p>

ミュージズの特約 <ミュージズについては、P19・20をご覧ください。>

<p>人身傷害諸費用特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車</p> <p>人身傷害保険(特約)における傷害により、保険の補償を受けられる方が病院等に3日以上入院された場合に、入院期間に応じた支払限度額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供します(または補償を利用されたことにより生じた費用に対して保険金をお支払いします。)。支払限度額は入院3日目に10万円、以後入院日数が10日経過することに10万円ずつ加算します。なお、退院時、入院日数に10日に満たない端日数が生じた場合には、端日数1日につき1万円を加算します。(180万円上限)</p> <p>(注)それぞれの補償メニューのご利用には、一定の条件や上限額があります。詳細はP19・20「アフターケアコンシェルジュ」の補償メニューをご覧ください。</p>
-------------------------	--

ご契約のお車の補償



<p>車両価額協定 保険特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種…自動セット 自家用8車種以外…ご希望によりセット(一部の用途車種を除く)</p> <p>ご契約のお車が損害を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全損の場合…ご契約で定めた保険金額 ●分損の場合…損害額(修理費用等)－免責金額
<p>車対車事故 免責ゼロ特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種</p> <p>相手自動車との接触等による車両保険事故で5万円の免責金額が適用される場合、その免責金額を適用せずに保険金をお支払いします。ただし、相手自動車および運転者(所有者)が確認できる場合に限りです。</p>
<p>車両保険 無過失事故特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (車両保険に自動セット)</p> <p>対象用途車種 全用途車種</p> <p>次の①または②に該当するご契約のお車と相手自動車(所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。)との衝突・接触事故の場合で、かつ、相手自動車およびその運転者(所有者)が確認できるときに限り、弊社とご契約される継続契約のノンフリート等級・事故有係数適用期間の決定において等級ノーマウント事故として取扱います(注)。ただし、車両新価特約第4条または車両全損時超過修理費特約第3条の規定により、車両価額協定保険特約の規定を適用した場合に算出される保険金の額を超えて車両保険金をお支払いするときは、本特約を適用できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した事故。 ②ご契約のお車を使用または管理していた方の過失が確定していない場合でも、「ご契約のお車が追突された事故」「相手自動車の赤信号無視による事故」等の約款に定める事故態様に該当し、かつ、客観的事実に照らして過失がなかったことが認められる事故。 <p>(注)等級ノーマウント事故としての取扱いが確定するのは、車両保険金の支払完了時以降となります。ノンフリート等級、事故有係数適用期間および等級ノーマウント事故については、P25・26をご覧ください。</p>

<p>対物事故時の 自転車修理10万円 限度特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 全用途車種</p> <p>ご契約のお車に車両損害が生じた場合に次の保険金をお支払いします。ただし、対物賠償責任保険金をお支払いする場合に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約のお車を修理することができない場合…ご契約のお車の事故時点での時価額(10万円限度) ●ご契約のお車を修理することができる場合…損害額(ご契約のお車の修理費用等)－1万円(10万円限度) 																				
<p>車両新価特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種(レンタカー・教習用自動車を除く)</p> <p>新車で取得されたご契約のお車が、事故(盗難を除きます。)により大きな損害(注1)を被り、新たにお車を買って替えられた場合等に次の保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実際にかかる購入費用(協定新価保険金額(注2)を限度とします。) ●再取得時諸費用保険金(新たにお車を買って替えられた際の諸費用(登録時の費用など)相当として協定新価保険金額の15%を30万円限度にお支払いします。ただし、車両臨時費用特約の全損時・分損時臨時費用保険金は重ねてお支払いできません。) <p>(注1)「大きな損害」とは次のいずれかに該当する場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お車が修理できない事故の場合。 ●修理費が協定保険価額以上となる場合。 ●修理費が協定新価保険価額(注2)の50%以上となる場合で、お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合。 <p>(注2) ご契約のお車の新車価格に基づき設定いただきます。</p>																				
<p>車両全損時 超過修理費特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種(レンタカーを除く)</p> <p>ご契約のお車が全損になり実際に修理された場合は、協定保険価額に50万円を加えた額を限度として修理費をお支払いします。</p>																				
<p>車両臨時費用特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種(レンタカーを除く)</p> <p>ご契約のお車が全損または分損で損害額が50万円以上となる場合に、保険金をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="411 1245 1409 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2">全損の場合</th> <th colspan="2">分損の場合</th> </tr> <tr> <th>車両保険金額</th> <th>支払保険金</th> <th>損害額</th> <th>支払保険金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70万円未満</td> <td>10万円</td> <td>50万円未満</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>70万円以上～200万円未満</td> <td>ご契約金額×15%</td> <td>50万円以上～200万円未満</td> <td>損害額×5%</td> </tr> <tr> <td>200万円以上</td> <td>30万円</td> <td>200万円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	全損の場合		分損の場合		車両保険金額	支払保険金	損害額	支払保険金	70万円未満	10万円	50万円未満	—	70万円以上～200万円未満	ご契約金額×15%	50万円以上～200万円未満	損害額×5%	200万円以上	30万円	200万円以上	10万円
全損の場合		分損の場合																			
車両保険金額	支払保険金	損害額	支払保険金																		
70万円未満	10万円	50万円未満	—																		
70万円以上～200万円未満	ご契約金額×15%	50万円以上～200万円未満	損害額×5%																		
200万円以上	30万円	200万円以上	10万円																		
<p>地震・噴火・津波危険 車両全損時 一時金特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット。ただし、一般車両保険をご契約の場合に限ります。)</p> <p>対象用途車種 <次の車種を除いた用途車種> 二輪自動車・原動機付自転車・農耕作業用自動車・特種用途自動車(キャンピング車以外)・A種工作車(クレーン・ショベル付/その他)・B種工作車</p> <p>地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損(注)となった場合に、記名被保険者が臨時に必要なとする費用として、50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額)をお支払いします。</p> <p>(注)本特約における全損とは、運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約のお車の損害の状態が本特約に定める基準に該当する場合をいいます。</p>																				
<p>代車費用特約 (代車借入条件付 実損払方式)</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種(教習用自動車を除く)</p> <p>自動車事故により損害を受けたご契約のお車を修理している期間または買い替えまでの期間にレンタカーなどの代車を利用された場合の費用をお支払いします(30日限度)。ただし、1日につき、ご契約で定めた支払限度日額を限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支払限度日額は、5,000円・7,000円・10,000円・15,000円からお選びいただけます。 <p>(注)車両保険の支払対象となる事故であれば、車両保険金の請求の有無にかかわらず代車費用のみの請求が可能です。</p>																				

その他の補償

●各種特約について、ご説明します。

事業用特約

<p>搭乗者傷害 事業主費用特約</p>	<p>セットできる保険商品  (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 全用途車種(レンタカー・教習用自動車を除く)</p> <p>ご契約のお車に乗車中の自動車事故により、企業の従業員が事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害を被られた場合に、企業が負担する葬儀費用、香典および求人・採用等に関する費用等(1名につき200万円限度)について保険金をお支払いします。ただし、香典・弔慰金などについては、死亡の場合は100万円限度、後遺障害の場合はその程度に応じて30万円~100万円を限度とします。</p>
<p>事業用動産特約</p>	<p>セットできる保険商品  (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 自家用8車種(レンタカー・教習用自動車を除く)</p> <p>盗難等を除く自動車事故により、ご契約のお車に積載していた事業用動産(事業に関連して預託を受けている動産を含みます。)に損害が発生した場合に保険金をお支払いします(免責金額5,000円)。ただし、保険期間1年につき1回の事故に限ります。</p>

自動セットされる特約

<p>運転免許取得者等 に関する特約 (年齢条件の変更)</p>	<p>セットされる保険商品  (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 運転者年齢条件特約(P23)の対象自動車</p> <p>保険期間中に家族が免許を取得した場合等で、年齢条件により保険金をお支払いできない事故であっても、一定条件を満たせば、補償の対象とする特約です。 (注)この特約が適用できない場合には、「年齢条件特約の不適用に関する特約」を適用できる場合があります。</p>
<p>運転免許取得者等 に関する特約 (限定運転者の変更)</p>	<p>セットされる保険商品  (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 運転者本人・配偶者限定特約(P23)の対象自動車</p> <p>保険期間中に家族が免許を取得した場合等で、「運転者本人・配偶者限定特約」の削除または変更をすべきところを忘れてしまい、事故を起こしてしまった場合でも、一定条件を満たせば、補償の対象とする特約です。</p>
<p>年齢条件特約の 不適用に関する特約</p>	<p>セットされる保険商品  (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 運転者年齢条件特約(P23)の対象自動車</p> <p>運転者年齢条件特約の年齢条件を満たさない方が運転していたことにより保険金をお支払いできない事故が生じた場合でも、対人賠償事故および対物賠償事故に限り保険金をお支払いします。ただし、保険期間中1回の事故に限ります。 (注1)支払保険金は本来適用すべきであった年齢条件の保険料とご契約いただいた保険料の割合に応じた削減払となります。 (注2)弊社による相手方との示談交渉サービスは行いません。 (注3)記名被保険者が運転者年齢条件特約の年齢条件に該当しない場合は、保険金をお支払いできません。</p>
<p>継続契約の取扱い に関する特約</p>	<p>セットされる保険商品  (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 全用途車種</p> <p>保険契約の継続手続漏れがあった場合でも、一定条件を満たせば、満期を迎えた契約と同一の契約内容で継続されたものとして補償します。</p>
<p>臨時代替自動車特約</p>	<p>セットされる保険商品  (ご希望によりセット)</p> <p>対象用途車種 全用途車種</p> <p>(注)車両保険のみご契約の場合は自動セットされません。</p> <p>ご契約のお車が整備・修理・点検等のために使用できない期間に、臨時に借りたお車(レンタカーを含みます。)を運転中に対人・対物・自損・無保険車傷害・人身傷害・車両(注1)事故が生じた場合に、ご契約のお車のご契約内容に応じて保険金をお支払いします。(注2) (注1)臨時に借りたお車の損害は、ご契約の対物賠償責任保険から保険金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限ります。 (注2)「他車運転特約」(P16)「他車運転特約(二輪・原付)」(P16)「ファミリーバイク賠償責任特約」(P16)または「ファミリーバイク人身傷害特約」(P16)が適用されている場合において、これらの特約により保険金を支払うべき事故に対しては、この特約は適用されません。</p>

▶「運転者年齢条件特約」「運転者本人・配偶者限定特約」の対象自動車についてはP23をご覧ください。

その他の特約

<p>他車運転特約 他車運転特約 (二輪・原付)</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP^{NEO} 対象用途車種 自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車</p> <p>他人から借りたお車を運転中に事故が生じた場合に、ご契約のお車のご契約内容に応じて保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご契約のお車</th> <th>対象となる借入自動車</th> <th>記名被保険者</th> <th>対象となる事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自家用8車種</td> <td rowspan="2">自家用8車種</td> <td>〈個人〉 自動セット</td> <td rowspan="2">対人・対物・自損・人身傷害・車両(注)事故 (注)他人から借りたお車の損害は、ご契約の対物賠償責任保険から保険金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限ります。</td> </tr> <tr> <td>〈法人〉 ご希望によりセット</td> </tr> <tr> <td>二輪自動車、 原動機付自転車</td> <td>二輪自動車、 原動機付自転車</td> <td>〈個人・法人〉 ご希望によりセット</td> <td>対人・対物・自損・人身傷害事故</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 記名被保険者が法人の契約にセットする場合には、「個人被保険者」を別途設定していただきます。</p>	ご契約のお車	対象となる借入自動車	記名被保険者	対象となる事故	自家用8車種	自家用8車種	〈個人〉 自動セット	対人・対物・自損・人身傷害・車両(注)事故 (注)他人から借りたお車の損害は、ご契約の対物賠償責任保険から保険金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限ります。	〈法人〉 ご希望によりセット	二輪自動車、 原動機付自転車	二輪自動車、 原動機付自転車	〈個人・法人〉 ご希望によりセット	対人・対物・自損・人身傷害事故
ご契約のお車	対象となる借入自動車	記名被保険者	対象となる事故											
自家用8車種	自家用8車種	〈個人〉 自動セット	対人・対物・自損・人身傷害・車両(注)事故 (注)他人から借りたお車の損害は、ご契約の対物賠償責任保険から保険金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限ります。											
		〈法人〉 ご希望によりセット												
二輪自動車、 原動機付自転車	二輪自動車、 原動機付自転車	〈個人・法人〉 ご希望によりセット	対人・対物・自損・人身傷害事故											
<p>ファミリーバイク 賠償責任特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP^{NEO} (ご希望によりセット) 対象用途車種 自家用8車種・二輪自動車 (レンタカー・教習用自動車を除く)</p> <p>お客さまやそのご家族が原動機付自転車を運転中に賠償事故等を起こされた場合に、「対人賠償責任保険金」「対物賠償責任保険金」「自損事故保険金」をお支払いします。</p> <p>(注1) 搭乗者傷害保険金は対象外です。 (注2) ご契約のお車にセットされた「運転者年齢条件特約」(P23)「運転者限定特約」(P23)は適用されません。 (注3) 記名被保険者またはそのご家族の方が既に他の保険契約でこの特約をセットしている場合、補償範囲が重複することがありますので、ご契約に際しては契約形態をご確認ください。なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、この特約をセットされたご契約を解約される時等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。</p>													
<p>ファミリーバイク 人身傷害特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP^{NEO} 対象用途車種 自家用8車種・二輪自動車 (レンタカー・教習用自動車を除く)</p> <p>お客さまやそのご家族が原動機付自転車を運転中または同乗中の事故によるご自身の傷害について「人身傷害保険金」をお支払いします。</p>													
<p>それぞれの保険商品に、次のとおりセットいただけます。</p>	<p>FAI : ファミリーバイク賠償責任特約 ファミリーバイク人身傷害特約(注) (注) 人身傷害特約をセットしたご契約に限ります。</p> <p>または ファミリーバイク賠償責任特約</p> <p>FAP^{NEO} : ファミリーバイク賠償責任特約 ファミリーバイク人身傷害特約</p>													
<p>車内身の回り品特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP^{NEO} (ご希望によりセット) 対象用途車種 自家用8車種(教習用自動車を除く)</p> <p>車両事故や車両盗難などにより、ご契約のお車に積載されていた身の回り品(注)に発生した損害について、損害が生じた時点での時価額(修理可能な場合は修理費用等)を身の回り品所有者に保険金としてお支払いします(ご契約で定めた保険金額を限度)。この場合の時価額とは、損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。</p> <p>● 保険金額は、10万円・20万円・30万円からお選びいただけます。</p> <p>(注) 身の回り品とは、日常生活のための個人所有の動産(カメラ、ゴルフクラブ、カバン、携帯電話など)をいいます。</p>													
<p>自宅・車庫等 修理費用特約</p>	<p>セットできる保険商品 FAI・FAP^{NEO} (ご希望によりセット) 対象用途車種 全用途車種</p> <p>ご契約のお車が、自宅や車庫などに衝突した場合に、お客さまが実際に負担された自宅や車庫などの修理費用を保険金としてお支払いします(1回の事故につき20万円限度、保険期間1年につき50万円限度)。</p>													

各種サービス

ロードレスキュー ロードレスキューミニ

事故・故障などでご契約のお車が自力走行不能となったとき、ご利用いただけます。

24時間
365日
対応

全用途
車種

「ロードレスキュー」「ロードレスキューミニ」は、「車両搬送費用特約」および「車両搬送時諸費用特約」による補償と、「付帯サービス」により構成されます。

(注)「ロードレスキュー」「ロードレスキューミニ」をご利用される場合は、事前に専用ダイヤル(セイフティ24コンタクトセンター)へ利用申込のご連絡をいただく必要があります。事前にご連絡いただけない場合、「ロードレスキュー」「ロードレスキューミニ」による「付帯サービス」はご提供できません。

対象となるご契約	
	ノンフリート契約
ロード レスキュー	対人賠償責任保険 対物賠償責任保険 人身傷害保険(特約) + 車両搬送費用特約 車両搬送時諸費用特約
	対人賠償責任保険 対物賠償責任保険 + 車両搬送費用特約 車両搬送時諸費用特約
ロード レスキュー ミニ	対人賠償責任保険 対物賠償責任保険 人身傷害保険(特約) + 車両搬送費用特約
	対人賠償責任保険 対物賠償責任保険 + 車両搬送費用特約

レッカー・搬送業者の手配(注1)

- 事故・故障現場から修理工場までお車を搬送する際の手配を行います。
ロードレスキュー **ロードレスキューSE**
- 修理完了後に自宅までお車を運搬する際の手配を行います。
ロードレスキュー

現場応急対応 | **ロードレスキュー** **ロードレスキューSE**

次のようなとき、サービスカーが現場に駆けつけます。

- バッテリー上がり(年1回)
- ガス欠(燃料10ℓ限度、年1回)
- パンク(スペアタイヤ交換)
- オイル・冷却水補充(3千円限度)
- インロック
- 30分程度の応急修理

臨時帰宅手段・宿泊施設のご案内 | **ロードレスキュー**

レッカー・車両搬送により、臨時に帰宅・宿泊が必要となった場合に、帰宅手段・宿泊施設をご案内します。(注2)

(注1) レッカー車・キャリアカー等による修理工場までの搬送費用は「車両搬送費用特約」(P11)で補償し、修理完了後のお車引き取り費用は「車両搬送時諸費用特約」(P11)で補償します。(※)

(注2) 臨時に発生した帰宅・宿泊費用は「車両搬送時諸費用特約」で補償します。(※)

(※)「車両搬送費用特約」「車両搬送時諸費用特約」の補償対象となる費用については保険金としてお支払いします。また、特約による補償は、契約に適用される普通保険約款および特約の規定に従います。

サービス内容は概要をご案内しております。また、ご利用上の制約がありますので、詳しくは「ロードレスキュー・ロードレスキューミニ」のチラシをご覧ください。

緊急アシストサービス

事故や故障などにより、レンタカーやホテルの紹介等が必要となったとき、ご利用いただけます。

24時間
365日
対応

対象となるご契約
すべてのご契約

紹介サービス | お車に関する各種業者の紹介を行います。

- レンタカー・タクシーの紹介
- 福祉タクシー・介護タクシーの紹介
- ホテルの紹介
- 修理工場の紹介
- お車搬送業者の紹介

情報サービス | 事故のときの応急措置やドライブに関するご質問に専門スタッフが応えます。

- 電話による事故・故障時の応急措置方法などのアドバイス。
- 24時間営業のガソリンスタンドなどの情報提供。

(注)緊急アシストサービスの提供にともなって発生する実費はお客さまのご負担となります。

示談交渉サービス

弊社社員が相手方と示談交渉を行い事故解決をお手伝いします。

対象となるご契約
FAI : 対人賠償責任保険 または 対物賠償責任保険
FAP : すべてのご契約

事故そのものがショックなうえ、その後の相手方との交渉となると、心身ともに大変な苦痛が伴います。そこで、保険の補償を受けられる方と相手方の同意が得られれば、弊社が相手方との示談交渉をお引き受けし、事故解決のためのお手伝いをします。

次の場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできません。

- 保険の補償を受けられる方が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合。
- 法律上の損害賠償責任が発生しない事故(お客さまに過失がない事故等)。(注)

(注)このような場合に備えて、弁護士費用・訴訟費用等や法律相談費用を補償する「弁護士費用特約(自動車)」をおすすめします。

▶ 詳しくはP11をご覧ください。



安全運転総合サービス

企業さま向けの事故防止対策サービスをご用意しています。

▶ 「ロードレスキュー」「ロードレスキューミニ」「緊急アシストサービス」は、弊社提携会社が提供するサービスです。

(注)各サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

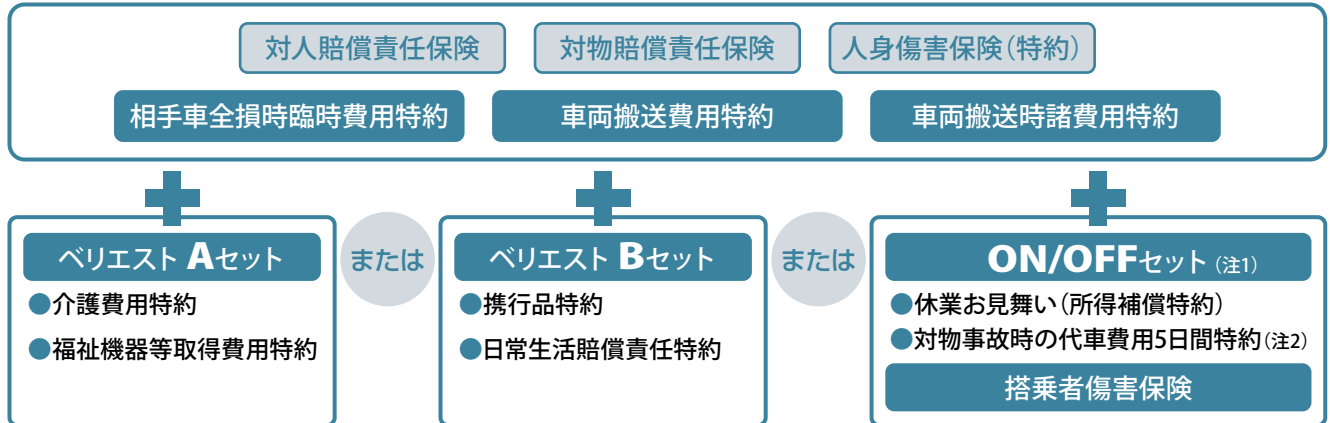
おすすめ自動車保険

ひとつ上に行く自動車保険

ベリエスト



「ベリエスト」は、次の補償をセットしたご契約です。



(注1) 「ON/OFFセット」をご契約の場合は「働く人を応援する自動車保険 ON/OFF」の **ON/OFFサービス** (P21) をご利用いただけます。
 (注2) 車両保険セットの場合は「代車費用特約(代車借入条件付実損払方式)」(P14) でも「ON/OFFセット」となります。

充実のサービスをご提供する、ベリエストサービスパッケージ。

スピーディーな事故対応。

安心コール^{ワン}

対人・対物・人身傷害事故の際に、お客さまのご希望により事故受付完了から1時間以内に初期対応状況をお客さまへお知らせします。

初期対応サービス例…相手方への連絡・代車の手配・病院への手配 等
 (注1) お客さまから「ベリエスト専用ダイヤル」に事故のご連絡をいただき、ベリエストの保険金支払対象となる事故の場合にご利用いただけます。

(注2) 事故状況等によっては、初期対応サービスをご提供できない場合があります。
 (注3) 大規模な自然災害発生時や事故状況等によっては、1時間以内に対応できない場合があります。

事故時ご自宅訪問

対人・対物・人身傷害事故の際に、お客さまのご希望により事故受付完了から48時間以内に担当スタッフがお客さまのご自宅へ訪問し、事故解決までの手続や相手方への対応方法などのアドバイスを行います。

(注1) お客さまから「ベリエスト専用ダイヤル」に事故のご連絡をいただき、ベリエストの保険金支払対象となる事故の場合にご利用いただけます。
 (注2) 離島など地域によっては、48時間以内に訪問できない場合があります。

ロードレスキュー

ご契約のお車が事故・故障などで自力走行不能となったとき、ご利用いただけます。「ロードレスキュー」は、「車両搬送費用特約」および「車両搬送時諸費用特約」による補償と、ご契約に付帯される次のサービス等により構成されます。

- レッカー・搬送業者の手配
- 現場応急対応 (バッテリー上がり、パンク、インロック、ガス欠、オイル・冷却水補充、30分程度の応急修理)
- 臨時帰宅手段・宿泊施設のご案内

(注) サービス内容は概要をご案内しております。また、ご利用上の制約がありますので、詳しくは「ロードレスキュー・ロードレスキューミニ」のチラシをご覧ください。

▶ 「安心コール^{ワン}」を除く「ベリエストサービスパッケージ」は弊社提携会社が提供するサービスです。詳しくは「ベリエストサービスパッケージのご案内」をご覧ください。

(注) 各サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

日常生活をサポート。

健康・介護電話相談

夜間の急病や応急処置など、医療や介護に関するご相談に電話でお応えします。

- 健康・医療・介護に関するご相談
- 夜間・休日の診療機関のご案内

もらい事故のときも安心。

「ベリエスト」に「弁護士費用特約(自動車)」(P11) をセットされている場合は次のサービスをご利用いただけます。

日弁連弁護士ご紹介

「弁護士費用特約(自動車)」の保険金支払対象となる事故により損害を被り、相手方に対する損害賠償請求のご相談や法的手続の委任を弁護士に依頼される場合に、「日本弁護士連合会(日弁連)」を通じて弁護士をご紹介します。

(注) 事案によっては、弁護士のご紹介ができない場合があります。

電話のできる法律相談

自動車事故による被害(人身・財物損害)について、相手方に対して損害賠償請求をするためのご相談に弁護士が電話でお応えします。また、日常生活上の法律問題についてもご相談が可能です。

(注) ご相談は予約制となります。

おすすめ自動車保険

まもる。ふせぐ。ささえる。ドライバー想いの自動車保険

MUSE



「ミュージ」は、次の補償をセットしたご契約です。

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険

人身傷害保険(特約)

人身傷害諸費用特約

事故をふせぐことから家族をささえることまで考えた、ミュージサービスパッケージ。

事故発生時にまもる。

事故現場「電話代理対応」

対人・対物事故の場合、事故現場から事故報告をいただいた際、ご希望により、お客さまに代わって電話にて事故の相手方に、今後の対応についての説明等を行います。

(注) お客さまから直接、弊社「セイフティ24コンタクトセンター」に事故のご報告をいただいた場合にご利用いただけます。



事故をふせぐ。

オンライン教習所

専用サイトで事故防止に役立つ次のメニューをご利用いただけます。

〈ドライバー診断〉

あなたの性格や状況判断力を診断し、運転時の傾向や特に気をつけるべきポイントをアドバイスします。

〈危険予測トレーニングとドライビングテクニック講座〉

動画や画像で楽しみながら学べる危険予測&ドライビングテクニックに関する学習コンテンツです。

<http://www.fujimuse.com/>

事故後の生活をささえる。

アフターケアコンシェルジュ

人身傷害保険金のお支払いの対象となる事故で3日以上入院された場合、事故報告をしていただいた後、次の補償メニューの中から必要となる補償を選んで「アフターケアコンシェルジュセンター」にお申込みください。原則として弊社が、補償の手配から「人身傷害諸費用特約」による費用のお支払いまでを行います。

(注1) 一部、補償を受けられる方が直接、補償の手配をしていただくケースや費用を立替えていただく場合があります。

(注2) 「アフターケアコンシェルジュ」は、弊社提携会社が運営する「アフターケアコンシェルジュセンター」を通じて、事前に指定した各種補償提供者より補償をお客さまへご提供いたします。

補償メニュー

ホームヘルパー派遣

補償の対象となる方のうち日常、家事を主として行う方(家事従事者)が入院した場合や、補償の対象となる方の入院にともない家事従事者が付き添う場合に、ホームヘルパーを家事従事者の自宅に派遣するための費用を補償。

【1事故・1名あたり上限額】

1日あたり 25,000円

介護ヘルパー派遣

補償の対象となる方のうち日常、介護を行う方(介護人)が入院した場合や、補償の対象となる方の入院にともない介護人が付き添う場合に、介護ヘルパーを介護人の自宅に派遣するための費用を補償。

【1事故・1名あたり上限額】

1日あたり 25,000円

ベビーシッター派遣

補償の対象となる方のうち日常、子供の身の回りの世話をを行う方(育児従事者)が入院した場合や、補償の対象となる方の入院にともない育児従事者が付き添う場合に、ベビーシッターを派遣するための費用または保育施設に預け入れるための費用を補償。

【1事故・1名あたり上限額】

1日あたり 25,000円

家庭教師派遣

補償の対象となる学生の方が入院した場合に、入院中の病院・診療所や退院後の自宅に家庭教師を派遣するための費用を補償。ただし、業務として法人が派遣する家庭教師に限ります。

【1事故・1名あたり上限額】

1日あたり 15,000円

メンタルヘルス

補償の対象となる方が入院した場合に、カウンセラー(臨床心理士・精神対話士・産業カウンセラー・精神保健福祉士等)によって事故後の心理的ショックを和らげることを目的としたカウンセリングを受けるための費用を補償。

【1事故・1名あたり上限額】

50,000円

自動車教習所講習

補償の対象となる方が入院した場合に、退院後、自動車教習所が開催する安全運転講習を受講するための費用を補償。

【1事故・1名あたり上限額】

50,000円

モバイルサービス

GPS事故報告・ロードレスキュー・ロードレスキューミニ

見知らぬ場所で事故・故障などにあわれた場合でも、携帯電話のGPS（位置情報機能）を利用して事故場所をご報告いただくことにより、素早いサポートが可能です。

Webによる事故報告

モバイルサイトから、いつでも「事故のご報告」「連絡希望時間帯のご指定」が簡単にできます。

(注1) 大規模な自然災害発生時や事故状況等によっては連絡希望時間帯に対応できない場合があります。

(注2) 「ベリエストミュージズ」をご契約のお客さまへの「安心コール」の対応はできませんのでご注意ください。

ご契約内容・サービスメニューの確認

ご契約内容の概要、ご利用可能なサービスをご確認いただけます。

事故経過情報配信サービス

ご希望により、事故のご報告後の弊社における対応状況を経過情報として携帯メールにて配信いたします。

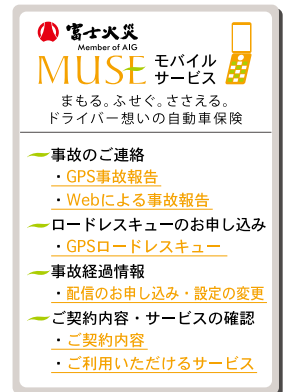
(注1) モバイルサイトにて、配信のお申し込みが必要です。

(注2) お知らせの内容により、携帯メール以外の方法でご連絡させていただく場合があります。

連絡先一覧

万一の事故やトラブルなどの際、ご利用いただける各種フリーダイヤルをご確認いただけます。

〈モバイルサイトイメージ〉



(注) 上記は画面イメージです。実際の画面とは異なります。

- モバイルサービスのユーザー登録は保険証券に表示されたQRコードから簡単にご登録いただけます（証券番号やお名前など、面倒な入力不要です。）
- 万一の事故の際、モバイルサービスのご登録をされた携帯電話から弊社「セーフティ24コンタクトセンター」までご連絡いただくと、お電話の受付と同時にお客さまのご契約内容が確認できますので、スムーズなサポートが可能です。

(注1) 「モバイルサービス」は無料でご利用いただけます。ただし、通信料はご利用者さま負担となります。

(注2) 携帯電話の機種（※）や通信環境により、ご利用いただけない場合があります。

(注3) スマートフォンからは、モバイルサービスをご利用いただけません。

(※) ソフトバンク携帯をご利用の方は2011年7月以降、同社の仕様変更にもとま「モバイルサービス」のご登録・ご利用ができません。



もらい事故サポート

「ミュージズ」に「弁護士費用特約(自動車)」(P11)をセットされている場合にご利用いただけます。

「弁護士費用特約(自動車)」の保険金支払対象となる事故により損害を被り、相手方に対する損害賠償請求のご相談や法的手続の委任を弁護士に依頼される場合に、「日本弁護士連合会(日弁連)」を通じて弁護士をご紹介します。

(注) 事案によっては、弁護士のご紹介ができない場合があります。

ペットシッター費用

補償の対象となる方のうち日常、ペット（犬または猫に限ります。）の世話を行う方（ペット世話人）が入院した場合や、補償の対象となる方の入院にともないペット世話人が付き添う場合に、ペットシッターを派遣するための費用またはペット施設に預け入れるための費用を補償。

【1事故・1名あたり上限額】
1日あたり 25,000円

入院しても
安心して治療に
専念できるわ。



「アフターケアコンシェルジュ」利用上のご注意

- ご利用にあたっては、事前に「アフターケアコンシェルジュセンター」にご連絡ください。事前のご連絡がなく、お客さまご自身が手配されますと、保険金をお支払いできない場合があります。
- お住まいの地域、病院等の場所や、やむを得ない事情によって、手配までに数日を要する場合や、手配ができない場合があります。
- 入院されている病院または診療所等において補償のご利用が許可されない場合や、補償のご利用により、傷害がより重大となるおそれがあると医師が判断する場合等は、補償の手配および保険金のお支払いはできません。
- 個々の補償のご利用については、お客さまの責任において選択・ご利用いただけます。弊社および「アフターケアコンシェルジュセンター」運営会社は、補償のご利用により加重された身体の障害、あらゆる事故等について責任を負いかねます。
- 支払限度額から、ご利用いただいた補償の合計金額（ご利用額）を差し引いた「利用可能額」が残った場合、「利用可能額」を保険金としてお支払いすることはできません。
- 破損・延長・キャンセル等が発生した場合の費用について、お客さまの自己負担となる場合があります。
- それぞれの補償のご利用には、一定の条件や上限額があります。
- 補償の内容については変更をする可能性があります。
- 「アフターケアコンシェルジュセンター」へのご連絡は、「補償を受けられるご本人」「補償を受けられる方のご家族」から行うことができます。
- 補償を受けられた後に、「人身傷害諸費用特約」のお支払い対象事故でないことが判明した場合、既にご利用になられた補償の費用はお客さまのご負担になります。

(注) 各サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

おすすめ自動車保険

ひとつ上を行く自動車保険

ベリエスト
MUSE

FAI FAP NEO
一般用総合自動車保険 家族用総合自動車保険

「ベリエストミュージズ」は、次の補償をセットしたご契約です。



(注1) 「ON/OFFセット」をご契約の場合は「働く人を応援する自動車保険 ON/OFF」の ON/OFFサービス をご利用いただけます。

(注2) 車両保険セットの場合は「代車費用特約(代車借入条件付実損払方式)」(P14)でも「ON/OFFセット」となります。

「ベリエストミュージズ」をご契約のお客さまにご利用いただけます。



働く人を応援する自動車保険

ON/OFF

FAI FAP NEO
一般用総合自動車保険 家族用総合自動車保険

この商品は団体扱・集団扱のお客さま専用です。

「ベリエスト」「ベリエストミュージズ」以外のご契約に「ON/OFFセット」をセットできるのは、団体扱・集団扱のご契約に限定させていただきます。

「ON/OFF」は、次の補償をセットしたご契約です。



ON/OFFセット

- 休業お見舞い(所得補償特約)
- 対物事故時の代車費用5日間特約(注)

(注) 車両保険セットの場合は「代車費用特約(代車借入条件付実損払方式)」でも「ON/OFFセット」となります。

「ON/OFF」は、働くあなたとオフタイムをサポートする自動車保険です。

安心の補償

安心の基本補償に所得補償・代車費用補償をセットし、自動車事故のリスクからあなたとご家族をお守りします。

楽しい特典 ON/OFFサービス

宿泊施設やレジャー施設などを会員料金でご利用いただける、お得なサービスがいっぱい。あなたとご家族の楽しい余暇をサポートします。

お得な保険料

団体扱・集団扱なので一般契約に比べ保険料が約5%お安くご契約いただけます。

ご契約のお客さまは、次のメニューを会員料金でご利用いただけます。

ON/OFFサービス

- 国内のホテル・旅館などの宿泊施設
- 遊園地などのレジャーランド
- 海外のホテルなどの宿泊施設
- ゴルフ場・スポーツクラブなどのスポーツ施設

その他、お得なグルメ・ショッピング情報もご提供いたします。



▶ ON/OFFサービス は弊社提携会社が提供するサービスです。詳しくは「『ON/OFFセット』付き自動車保険専用サービス」のチラシをご覧ください。

(注) 本サービスは予告なく変更、中止または終了することがありますのであらかじめご了承ください。

事故がおきたら

事故発生!!



① ケガ人がいれば救護し、救急車を呼びます。



② 事故車両を安全な場所へ移動し、事故の続発を防止します。



③ 警察へ連絡します。 | 警察に届出のない場合は保険金をお支払いできないことがあります。



④ 事故の相手方・目撃者等の確認 | 確認すべきことはメモをとります。



⑤ その場では絶対に示談しないでください。 | 弊社の了承なく示談された場合は保険金をお支払いできないことがあります。



⑥ 富士火災に連絡してください。 | 取扱代理店・営業社員または次の連絡先までご連絡ください。

全てのお客さまがご利用いただけます。



セイフティ24コンタクトセンター

0120-220-557

深夜・休日でも平日と同様の初期対応サービスをご提供いたします!!

24時間365日
富士火災の
社員が常駐

初期対応サービス

●相手方への連絡 ●代車の手配 ●病院への手配 など

(注) 事故状況等によっては、初期対応サービスをご提供できない場合があります。

事故のときこそ
あなたをサポート。



ベリエストミュージズ

ミュージズ

事故現場「電話代理対応」

P19

セイフティ24コンタクトセンターがお客さまに代わって、電話にて事故の相手方に今後の対応について説明いたします。

ベリエスト

ロードレスキュー ▶▶▶

P18

ご契約のお車が事故・故障などで自力走行不能となったとき、ご利用いただけます。

安心コール1 ▶▶▶

P18

24時間365日、事故受付完了から1時間以内に初期対応状況をお知らせします。

事故時ご自宅訪問

P18

ご希望により、担当スタッフがお客さまのご自宅へ訪問。対面による安心をご提供いたします。



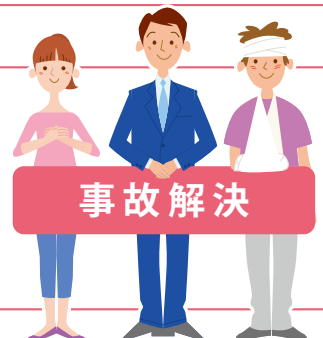
⑦ 富士火災の対応 | お客さまに事故のご連絡をいただいた後の弊社の対応です。

事故・損害について調査を行います。賠償事故の場合は示談交渉を行います。

調査終了・示談成立

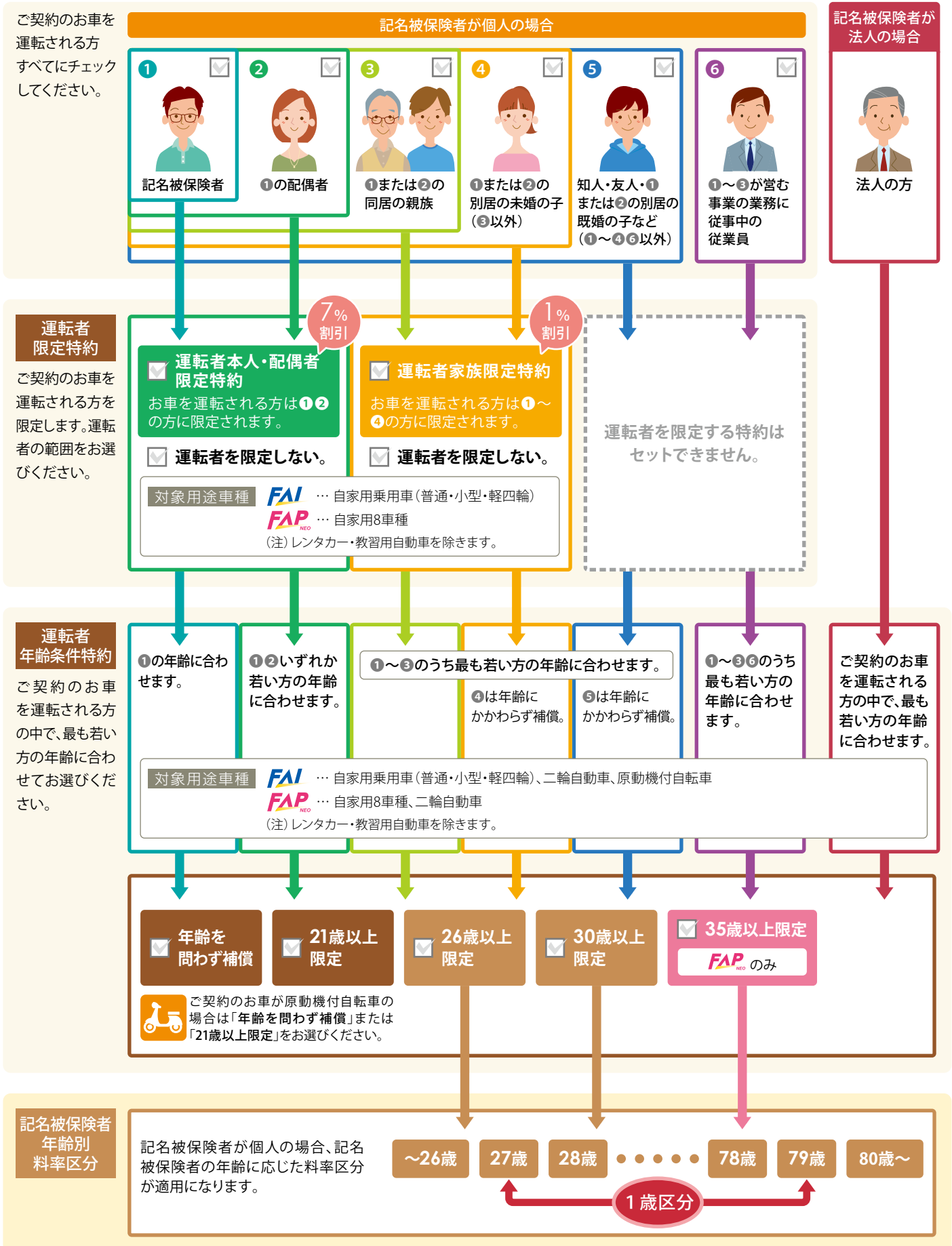
▶ 示談交渉サービスについては、P17をご覧ください。

保険金をお支払いします。



運転される方に合わせた保険料の設計

ご契約のお車を運転される方に合わせて、運転される方の範囲の限定や年齢条件を設定します。



記名被保険者年齢別料率区分

記名被保険者が個人のご契約で、かつ、運転者年齢条件を「26歳以上限定」「30歳以上限定」「35歳以上限定」のいずれかで設定される場合、記名被保険者年齢に応じた保険料が適用されます。

運転者年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分
年齢を問わず補償	—
21歳以上限定	—
26歳以上限定 	～26歳 27歳 28歳 ⋮ 78歳 79歳
	80歳～
30歳以上限定 	～26歳 27歳 28歳 ⋮ 78歳 79歳
	80歳～
35歳以上限定 	～26歳 27歳 28歳 ⋮ 78歳 79歳
	80歳～

記名被保険者年齢別料率区分の適用基準

- 保険期間が1年以下の場合
保険開始日における記名被保険者年齢に応じて適用します。
- 保険期間が1年超の場合
保険開始日の応当日における記名被保険者年齢に応じて、保険年度ごとに適用します。
- 保険期間の途中で記名被保険者を変更される場合
保険開始日（保険期間が1年超の場合は、各保険年度における保険開始日の応当日）における変更後の記名被保険者の年齢に応じて適用します。

(注1) 運転者年齢条件が同じであっても、記名被保険者年齢によって適用する保険料が異なります。

(注2) 記名被保険者年齢別料率区分は保険料算出のための区分であり、補償される運転者の年齢区分ではありません。補償される運転者の年齢は運転者年齢条件により決定されます。

FAPNEOの保険料設定

FAPNEOでは、年齢条件に加えて、「免許証の色」ご契約のお車の「使用目的」に応じた保険料が設定されます。



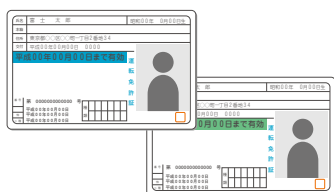
免許証の色 (免許証の現物で確認します。)

記名被保険者の保険開始日時点での免許証の色で判定します。

■ ゴールド免許



■ ゴールド免許以外 (ブルー・グリーン)



使用目的



業務使用

年間を通じて(※)月15日以上業務で使用される場合。



通勤・通学使用

運転者本人自らの通勤・通学(最寄の駅等への送迎を含みません。)に、年間を通じて月15日以上使用される場合。



日常・レジャー使用

「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにもあてはまらない場合。

(※)「年間を通じて」とは、保険開始日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。

(注) FAPNEOでは、ご申告いただいた「免許証の色」またはご契約のお車の「使用目的」が事実と異なっていた場合には、ご契約を解除させていただいたり、保険金をお支払いできないことがあります。

ノンフリート等級別料率制度

ノンフリート等級別料率制度とは、「1～20等級の区分」「無事故・事故有の区分」により保険料の割引・割増率を決定する制度をいいます。この制度では保険事故の有無および件数等により、継続契約に適用される「等級」および「無事故・事故有」の区分を決定します。ご契約者が自ら所有・使用されるお車のご契約台数が9台以下の場合に適用されます。

- (注1) ドライバー保険ではドライバー等級別料率制度が適用されます。
(注2) 本制度や割引・割増率はご契約の保険開始日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。
(注3) 補償内容およびご契約条件等によっては、記載の割引・割増率が適用されない場合があります。

初めてご契約される場合

等級 6S等級 事故有係数適用期間 0年

ノンフリート複数所有新規 新規のご契約で7S等級が適用される場合があります。

既に自動車保険をご契約(弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下「他の自動車のご契約」といいます。)いただいている方が、2台目以降のお車を新たにご契約される場合は、次の条件をすべて満たすときに限り7S等級からのご契約となります。

- 1 2台目以降の新たなご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと。
 - 2 他の自動車のご契約の等級が11等級(*)以上であること。
 - 3 2台目以降の新たなご契約の記名被保険者が、他の自動車のご契約の記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族であり、かつ、個人であること。
 - 4 2台目以降の新たなご契約のお車の所有者が、他の自動車のご契約のお車の所有者または他の自動車のご契約の記名被保険者、その配偶者もしくはそれらの同居の親族であり、かつ、個人であること。
 - 5 他の自動車のご契約および2台目以降の新たなご契約の用途車種が、いずれも自家用8車種またはいずれも二輪自動車であること。
- (*) 弊社にて長期契約をご契約いただいているご契約者がノンフリート複数所有新規をご契約される場合は、長期契約の保険期間中であっても1年ごとの等級進行を加味した「みなし等級」で判定することができます(例: 10等級でご契約いただいた3年契約で事故がない場合、保険開始日から1年経過した時点から11等級、2年経過した時点から12等級とみなすことができます。)

等級 7S等級 事故有係数適用期間 0年

割引・割増率 年齢条件・ご契約のお車の用途車種によって割引・割増率が異なります。

等級	運転者年齢条件					年齢条件対象外の用途車種
	年齢を問わず補償	21歳以上限定	26歳以上限定	30歳以上限定	35歳以上限定(FAPNeoのみ)	
6S等級	+28%	+ 3%	- 9%	- 9%	- 9%	+ 4%
7S等級	+11%	-11%	-40%	-40%	-40%	-39%

継続してご契約される場合

前契約の保険期間が1年の場合の取扱いです。前契約が長期契約または短期契約の場合は取扱いが異なります。

等級 1年間保険事故がなかった場合、継続されるご契約の等級は「1等級」上がります。また、保険事故があった場合、継続されるご契約の等級は、3等級ダウン事故(*)1件につき「3等級」、1等級ダウン事故(*)1件につき「1等級」下がります。

(注) 前契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内の日に継続されない場合、または前契約が解除された場合は、原則として7～20等級を継承することができません。なお、前契約の等級(保険事故があった場合は、3等級ダウン事故1件につき「3等級」、1等級ダウン事故1件につき「1等級」下がった等級)が1～5等級または6F等級の場合で、前契約の満期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日またはその解除日の翌日から13か月以内の日に継続契約の保険開始日があるときは、同一の等級になります。

事故有係数適用期間 上限を6年、下限を0年とします。前契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合、保険開始日から1年間経過するごとに「1年」を減算します。また、前契約の事故有係数適用期間にかかわらず保険事故があった場合、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を事故件数に応じて加算します。

(注) 前契約の事故有係数適用期間(保険事故があった場合は、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加算した事故有係数適用期間)が1～6年の場合で、前契約の満期日または解約日から8日以後13か月以内の日、解除日またはその解除日の翌日から13か月以内の日に継続契約の保険開始日があるときは、同一の事故有係数適用期間になります。

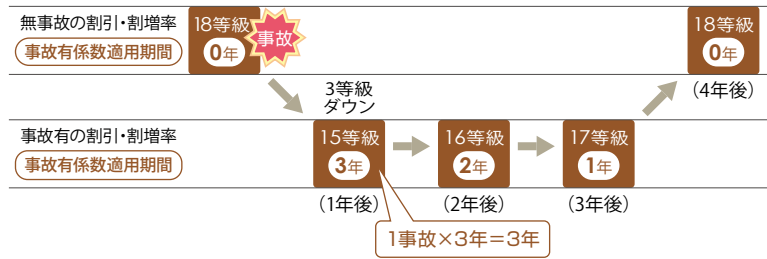
(*) 3等級ダウン事故・1等級ダウン事故については、保険事故の種類(P26)をご覧ください。

割引・割増率 下表の割引・割増率を適用します。(事故有係数適用期間が「0年」となる場合は無事故の割引・割増率を、事故有係数適用期間が「1～6年」となる場合は事故有の割引・割増率を適用します。)

保険開始日	等級																				
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
	割増率 (%)			割引率 (%)																	
平成27年10月1日以降	無事故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

● 保険期間中に保険事故が発生した場合の「等級」と「事故有係数適用期間」の進行例(保険期間が1年の場合)

例:1 18等級の契約で3等級ダウン事故を1件起こし、その後無事故であった場合。



例:2 18等級の契約で1等級ダウン事故を1件起こし、その後無事故であった場合。



保険事故の種類

等級ノーカウント事故

1回の事故により支払われる保険金が次のいずれかに該当する保険金のみ事故、またはこれらの保険金の組合わせの事故をいいます。(事故件数には数えません。)

- 1 対人臨時費用保険金のみ支払う事故
- 2 搭乗者傷害保険に係る事故(搭乗者傷害事業主費用特約、所得補償特約に係る事故を含みます。)
- 3 人身傷害保険(特約)に係る事故(介護費用特約、福祉機器等取得費用特約、人身傷害諸費用特約に係る事故を含みます。)
- 4 無保険車傷害保険(特約)に係る事故
- 5 ファミリーバイク賠償責任特約に係る事故
- 6 ファミリーバイク人身傷害特約に係る事故
- 7 弁護士費用特約(自動車)に係る事故
- 8 自宅・車庫等修理費用特約に係る事故
- 9 車両搬送費用特約に係る事故
- 10 車両搬送時諸費用特約に係る事故
- 11 代車費用特約(代車借入条件付実損払方式)に係る事故
- 12 対物事故時の代車費用5日間特約に係る事故
- 13 携行品特約に係る事故
- 14 日常生活賠償責任特約に係る事故
- 15 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約に係る事故

(注) 車両保険無過失事故特約が適用される事故については、等級ノーカウント事故として取扱います。

1等級ダウン事故

車両保険(車両臨時費用特約、車両新価特約の再取得時諸費用保険金を含みます。)、車内身の回り品特約または事業用動産特約に係る事故(これらの事故が1回の事故によって同時に発生した場合を含みます。のみで次の原因により発生した事故をいいます。)

- 1 火災または爆発(注1)
- 2 盗難
- 3 騒擾(じょう)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 4 台風、竜巻、洪水または高潮
- 5 落書または窓ガラス破損(注2)
- 6 いたづら(ご契約のお車の運行によるものおよびご契約のお車とご契約のお車以外の自動車(原動機付自転車を含みます。))との衝突または接触によるものを除きます。)
- 7 飛来中または落下中の他物との衝突
- 8 ①～⑦のほか、偶然な事故(注3)

(注1) 飛来中または落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。

(注2) 飛来中または落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた窓ガラス破損を除きます。

(注3) ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によるものを除きます。

3等級ダウン事故

「等級ノーカウント事故」「1等級ダウン事故」のいずれにも該当しない事故をいいます。

各種割引

ご契約条件による割引



ノンフリート等級別料率制度の割引

前契約の等級・事故有係数適用期間や保険事故の件数に応じてノンフリート等級が決定され、最高63%まで保険料を割引きます。

▶ 詳しくはP25・26のノンフリート等級別料率制度をご覧ください。



長期優良契約割引

次の条件をすべて満たすご契約について保険料を割引きます。

- ご契約のノンフリート等級が20等級で、かつ、事故有係数適用期間が「0年」であること。
- ご契約の前契約が20等級で、かつ、3等級ダウン事故および1等級ダウン事故のいずれも発生していないこと。

割引率 **3%**

対象用途車種 **FAL** : 自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車
FAP : 自家用8車種、二輪自動車

- (注1) 割引の適用条件はご契約の前契約の保険期間が1年間の場合です。ご契約の前契約が長期契約もしくは短期契約の場合は取扱いが異なります。
(注2) この割引は「ご契約の中断制度」(P29)を利用して新たにご加入される契約には適用できません。



ノンフリート多数割引

ご契約者または同居のご家族を記名被保険者として、2台以上のお車を1保険証券でご契約される場合は、次の割引率を適用します。

割引率	台数	割引率
	2台	1%
	3台以上5台以下	3%
	6台以上	5%

- (注1) 契約者がリース会社等の場合は、取扱いが異なります。
(注2) 保険料の払込方法が長期年払・長期月払のご契約については、次の条件をすべて満たす契約が2契約以上ある場合は、1保険証券にまとめることなくノンフリート多数割引が適用できます。
●契約者が同一であること。
●保険開始日・満期日が同一であること。
●保険料の払込方法・払込手段・払込回数がそれぞれ同一であること。
●ご契約の取扱代理店・営業社員が同一であること。



ノンフリート複数所有新規 (新規のご契約で7S等級が適用される場合)

2台目以降のお車について初めてご契約される場合で、ノンフリート複数所有新規でご契約されるときは、7S等級となります。運転者の年齢条件およびご契約のお車の用途車種に応じた割引・割増率を適用します。

(注) ノンフリート複数所有新規でご契約される場合には一定の条件(用途車種など)があります。詳しくはP25「ノンフリート複数所有新規」をご覧ください。

お車の仕様等による割引



新車割引

ご契約のお車の用途車種が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車であり、かつ、初度登録年月(自家用軽四輪乗用車の場合は初度検査年月)の翌月から起算して25か月以内に保険開始日(長期契約の場合は、各保険年度における保険開始日の応当日)がある場合に、保険料を割引きます。

割引率

割引対象となる 主な補償項目	用途車種	
	自家用乗用車(普通・小型)	自家用軽四輪乗用車
対人賠償責任保険	10%	7%
対物賠償責任保険	10%	3%
人身傷害保険(特約)	10%	13%
搭乗者傷害保険	10%	13%
車両保険	6%	—

(注) ご契約条件等によっては、記載の割引率が適用されない場合があります。



ハイブリッド・電気自動車割引

ご契約のお車の用途車種が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車であり、かつ、保険開始日(長期契約の場合は、各保険年度における保険開始日の応当日)の属する月が初度登録年月(自家用軽四輪乗用車の場合は初度検査年月)の翌月から起算して13か月以内にある「ハイブリッド車」または「電気自動車」の場合に、保険料を割引きます。

- ハイブリッド車とは、自動車検査証等の「備考」欄に「***ハイブリッド車」または「ハイブリッド車」と記載がある自動車をいいます。
- 電気自動車とは、自動車検査証等の「燃料の種類」欄に「電気」と記載がある自動車をいいます。

割引率 **3%**

(注) 福祉車両割引と同時に適用することはできません(両割引の適用条件を満たす場合は福祉車両割引が適用されます。)



福祉車両割引

ご契約のお車が福祉車両(運転補助装置または車いす等昇降装置を装備することにより消費税が非課税となった自動車)の場合に、保険料を割引きます。

割引率 **3%**

(注) ハイブリッド・電気自動車割引と同時に適用することはできません(両割引の適用条件を満たす場合は福祉車両割引が適用されます。)

▶ 詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

保険料のお支払い

保険料の主な払込方法および払込手段

払込手段	払込方法		
	一時払 (一括払)	分割払(注1)	
		初回保険料	2回目以降
口座振替方式	○(注2)	○(注2)	○
コンビニ払方式	○	×	×
クレジットカード払方式(注3)	○	○	×(注4)
直接集金方式	○	○	△(注5)
団体扱・集団扱(注6)	○	○	○

- (注1) 分割払の場合は、所定の保険料割増が適用されます(「保険料分割払特約(大口)」がセットされたご契約の場合、割増が適用されません)。
 (注2) 「初回保険料口座振替特約」がセットされたご契約に限ります。
 (注3) クレジットカード払方式については、特定の代理店・営業社員のみでの取扱いとなります。
 (注4) クレジットカード払方式をお選びいただいた場合、2回目以降の保険料は、直接集金方式または口座振替方式になります(FAPNEOの場合は口座振替方式に限ります)。
 (注5) FAPNEOの場合、2回目以降の保険料は口座振替方式になります。
 (注6) お勤め先(団体)や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、給与天引き等による集金が可能です(団体扱契約・集団扱契約)。この場合、一括払では保険料の割引(5%)が適用され、分割払では上記(注1)の保険料の割増は適用されません。

保険期間が1年でないご契約の場合、払込方法および払込手段は左表と異なります。

●初回保険料口座振替特約 ご契約時の保険料はキャッシュレスで!

一時払契約の保険料または分割払契約の初回保険料を便利な口座振替でお支払いいただけます。
ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません。

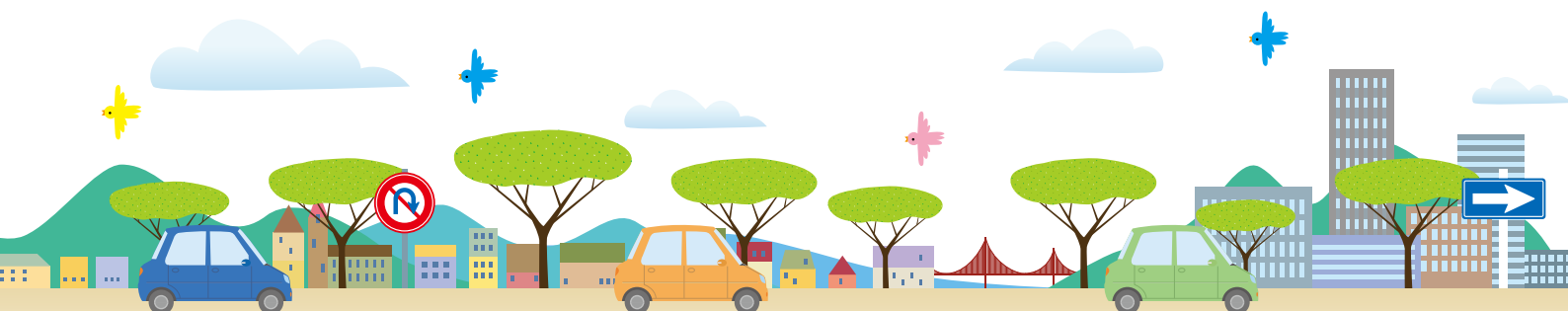
(例) 6月10日ご契約、7月1日保険開始日(保険始期)、初回保険料を口座振替にてお支払いの場合。



- 保険開始日の前月までにお手続きいただいた場合は、原則保険開始月の振替日(金融機関所定の振替日)に口座振替によってお支払いいただきます。保険開始月にお手続きいただいた場合は、原則保険開始月の翌月の振替日に口座振替によってお支払いいただきます。
- 分割払の第1回目の保険料が保険開始日の属する月の翌月以降に口座振替される場合で、保険開始日の属する月の翌月以降に口座振替をする第2回目以降の保険料がある場合は、合算しての請求となります。
- 保険開始日以後、振替日より前に発生した事故による損害または傷害についても補償の対象となります。
 (注1) 原則として保険金支払前に保険料を弊社にお支払いいただく必要があります。
 (注2) 一定期日までに保険料のお支払いがない場合は補償ができないことがありますのでご注意ください。
- 初回保険料口座振替特約をご利用いただくためには一定の条件があります。

●追加保険料口座振替特約 契約内容変更時の追加保険料もキャッシュレスで!

ご契約内容を変更された場合に生じる追加保険料も口座振替でお支払いいただくことができます。
 (注) ご契約内容によってはご利用いただけない場合があります。



ご契約に際して

商品の種類

弊社の自動車保険は、「相手方への賠償に関する補償」「ご自身や同乗者への補償」「ご契約のお車の補償」「その他の補償」により構成されています。必要に合わせて補償をお選びください。弊社の自動車保険の保険種類は、次のとおりです。

- FAI(一般用総合自動車保険)
- FAPNEO(家庭用総合自動車保険)
- ドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)

保険期間

保険期間は原則として1年間ですが、保険期間が1年超の長期契約や保険期間が1年未満の短期契約とすることも可能です。なお、実際にご契約いただく保険期間については、申込書にてご確認ください。

保険金額

保険金額の設定は、補償の項目ごとに保険金額をお決めいただくものと、あらかじめ弊社で保険金額を設定させていただいているものがあります。なお、実際にご契約いただく保険金額については、申込書にてご確認ください。

記名被保険者

記名被保険者は、賠償責任保険(対人・対物)や人身傷害保険(特約)の被保険者の範囲などを決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方の中から1名(法人で使用される場合は1法人)をお選びください。

お車を主に使用される方の中から1名をお選びください。



記名被保険者

「主に使用される方」とは、次のいずれかに該当する方となります。

- ご契約のお車を主に運転される方
- ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方(お車の所有者や自動車検査証等の使用者欄に記載された方など)。ただし、FAPNEOの場合はご契約のお車を運転しない方を除きます。

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約後であっても、一定条件のもとでクーリングオフ(申込みの撤回または契約の解除)を行うことができます。

保険料

保険料は、保険金額・保険期間・保険開始日(長期契約の場合は各保険年度における保険開始日の応当日)時点の記名被保険者年齢・払込方法および払込手段・年齢条件・ご契約のお車の種類・使用目的・記名被保険者の免許証の色・適用されるノンフリート等級・事故有係数適用期間などにより決定されます。また、実際にご契約いただく保険料については、申込書にてご確認ください。

保険責任開始期

保険責任は、保険期間の初日の午後4時にはじまります。弊社の継続契約以外であれば異なる時間を設定いただくこともできます。

保険料はご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であってもご契約の取扱代理店・営業社員が保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。
(注)「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード払特約」などの特約をセットしたキャッシュレスでのご契約の場合を除きます。

ご契約の中断制度

次の場合は取扱代理店・営業社員までただちにご連絡ください。ご契約を一旦中断し、中断後の新たなご契約に等級・事故有係数適用期間を引き継ぐ制度があります。必ず、ご契約の満期日(ご契約を解約された場合は解約日)から5年以内にご通知ください。

- 保険期間の途中で、ご契約のお車を廃車、譲渡等された場合や車検が切れて使用できなくなった場合。
- 記名被保険者がご契約の満期日(ご契約を解約されている場合は解約日)から6か月以内に海外渡航する場合。
- 記名被保険者が妊娠された場合(ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合のみ)。

満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。

(注1) 解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただくことがあります。ただし、解約返れい金は原則として残っている保険期間分よりも少なくなります(例えば、保険期間1年・一時払のご契約を保険開始日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。)

(注2) 解約に伴い、解約日までの期間に応じてお支払いいただくべき保険料について追加の請求をさせていただくことがあります。特に「保険料分割払特約(大口)」をセットしたご契約については、原則として追加保険料の請求が生じます。

保険金が支払われない主な場合

次に掲げる損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。詳しくは、保険種類ごとの普通保険約款・特約をご確認ください。

共通

- 戦争、外国の武力行使、暴動によって生じた損害または傷害、核燃料物質等によって生じた損害または傷害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害または傷害
- ご契約のお車を競技、曲技（競技、曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害または傷害

相手方への賠償に関する補償

対人賠償責任保険 対物賠償責任保険	<p>〈共通〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害 ●ご契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ●台風、洪水、高潮によって生じた損害 <p>〈対人賠償責任保険〉</p> <p>次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●記名被保険者 ●ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま ●被保険者の父母、配偶者またはお子さま ●被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人 ●被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。）。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償される場合があります。 <p>〈対物賠償責任保険〉</p> <p>次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合に、それによって被保険者が被った損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●記名被保険者 ●ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま ●被保険者またはその父母、配偶者もしくはお子さま <p style="text-align: right;">等</p>
----------------------	--

ご自身や同乗者への補償

人身傷害保険（特約） 搭乗者傷害保険 無保険車傷害保険（特約） 自損事故保険	<p>〈共通〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害または傷害 ●異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方に生じた損害または傷害 ●被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に、その本人に生じた損害または傷害 ●無免許運転の場合、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合または酒気帯び運転の場合に、その本人に生じた損害または傷害 ●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた損害または傷害 ●保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害または傷害（その方の受け取るべき金額部分） <p>〈人身傷害保険（特約）：FAI・FAPNeo〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約のお車以外で、かつ、記名被保険者もしくはそのご家族が所有または主として使用する自動車に乗車中に生じた損害 ●被保険者が被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、ご契約のお車以外のその使用者の所有する自動車を運転中にその本人に生じた損害 <p>〈人身傷害保険：FAPNeo〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に乗っている間に生じた損害 ●交通乗用具について、被保険者が職務上の荷物・貨物の積込み・積卸し・整理作業中に、その本人に生じた損害 <p>〈無保険車傷害保険（特約）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●台風、洪水、高潮によって生じた損害 <p style="text-align: right;">等</p>
---	--

ご契約のお車の補償

車両保険	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●無免許運転の場合、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合または酒気帯び運転の場合に生じた損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●故障損害 ●国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ●タイヤの単独損害（火災、盗難を除きます。）またはご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害（火災を除きます。） ●ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他自然消耗 ●法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 <p style="text-align: right;">等</p>
------	--

自動車保険に付随する保険金・特約等のご案内

自動車保険の主な保険金の補償内容についての概要をご説明します。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては取扱代理店・営業社員にお問い合わせください。なお、それぞれの基本補償に付随する補償は、右記の3つに分けられます。

- ◎ 基本補償
- 自動セットの特約
- ◆ ご希望によりセットの特約・補償

相手方への賠償に関する補償

対人賠償責任保険

ご契約のお車の自動車事故により他人（歩行者や自動車に乗車中の方など）を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、自賠責保険などで支払われる金額を超える部分に対して保険金をお支払いします。



◎ 対人臨時費用保険金

対人事故の被害者の方が死亡または3日以上入院された場合に、臨時に必要とする費用（お見舞いの花代や菓子折代など）をお支払いします。

- 死亡：1名あたり15万円
- 3日以上入院：1名あたり3万円（FAPneoのみ20日以上入院は1名あたり5万円）

対物賠償責任保険

ご契約のお車の自動車事故により他人の財物（他人の車や建物など）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。



◆ 相手車全損時臨時費用特約

相手自動車が全損（相手自動車の修理費が相手自動車の価額以上となる場合、または相手自動車の損傷が修理できない状態である場合をいいます。）となった場合に、相手自動車の価額を超える修理費または買い替え費用について、保険の補償を受けられる方がその全部または一部を道義的に負担された場合にその費用について、約款に定める計算式に基づいて算出した保険金をお支払いします。ただし、対物賠償責任保険金をお支払いする場合に限ります。

ご自身や同乗者への補償

人身傷害保険（特約）

保険の補償を受けられる方が交通事故により死傷された場合、または後遺障害を被られた場合に、過失割合にかかわらず保険金額の範囲内で約款に定める「人身傷害条項（特約）損害額算定基準」に基づいて算出した保険金をお支払いします。ただし、無保険車傷害保険（特約）から保険金が支払われる場合を除きます。



（注）記名被保険者またはそのご家族の方が既に他の保険契約でこの保険（特約）をセットしている場合、補償が重複することがありますので、ご契約に際しては契約形態をご確認ください。なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、この保険（特約）をセットされたご契約を解約されるとき等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

◆ 人身傷害諸費用特約

人身傷害保険（特約）における傷害により、保険の補償を受けられる方が病院等に3日以上入院された場合に、入院期間に応じた支払限度額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供します（または補償を利用したことにより生じた費用に対して保険金をお支払いします。）。支払限度額は入院3日目に10万円、以後入院日数が10日経過するごとに10万円ずつ加算します。なお、退院時、入院日数に10日に満たない端日数が生じた場合には、端日数1日につき1万円を加算します。（180万円上限）



（注）それぞれの補償のご利用には一定の条件や上限額があります。

◆ 介護費用特約

人身傷害保険（特約）における傷害により、保険の補償を受けられる方が約款に定める後遺障害等級表の第1級～第9級の後遺障害を被り、かつ、弊社の定める介護を要する状態となった場合に保険金をお支払いします。

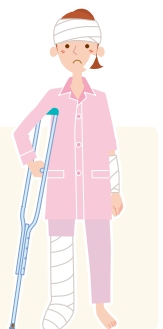
◆ 福祉機器等取得費用特約

人身傷害保険（特約）における傷害により、保険の補償を受けられる方が約款に定める後遺障害等級表の第1級～第3級の後遺障害を被り、かつ、社会経済活動への参加のために福祉機器等の取得が必要と認められた場合に、お客さまが負担された取得費用をお支払いします（300万円限度）。

搭乗者傷害保険

ご契約のお車に乗車中の方が、自動車事故により死傷された場合、または後遺障害を被られた場合に保険金をお支払いします。保険契約の内容によって医療保険金のお支払方法が異なります。

- 一時金払… 事故発生の日からその日を含めて180日以内に治療を目的として入院した場合、入院日数が4日以内の場合は治療給付金として一律1万円、入院日数が5日以上の場合は入院給付金としてケガの内容に応じて保険金をお支払いします。
- 日数払… 治療を目的として入院した日数に対して、入院日数1日につき入院保険金日額、通院日数1日につき60日を限度に通院保険金日額を医療保険金としてお支払いします（事故発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いできません。）。



◎ 重度後遺障害特別保険金	事故発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められる場合には、1名保険金額の10%に相当する額を「重度後遺障害特別保険金」としてお支払いします(100万円限度)。
◎ 重度後遺障害 介護費用保険金	事故発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められる場合には、1名保険金額に各後遺障害等級の支払割合を乗じた額の50%に相当する額を「重度後遺障害介護費用保険金」としてお支払いします(500万円限度)。
◆ 搭乗者傷害の医療保険金 (一時金払)の2倍払特約	搭乗者傷害保険の「一時金払」における医療保険金(治療給付金・入通院給付金)を倍額でお支払いします。
◆ 所得補償特約	保険の補償を受けられる方が、ご契約のお車に乗車中に自動車事故により傷害を被り、その直接の結果として死亡または1か月以上就業不能となった場合に「休業保険金」として就業不能期間1か月につき5万円をお支払いします(12か月限度。死亡の場合は就業不能期間を12か月とみなします。)。また、死亡または就業不能期間が15日以上の場合には「臨時費用保険金」として5万円をお支払いします。
◆ 搭乗者傷害の医療保険金 (入院最初7日間)の2倍払特約	搭乗者傷害保険の日数払における医療保険金について、事故発生の日からその日を含めて7日間の入院保険金を倍額でお支払いします。
◆ 搭乗者傷害事業主費用特約 FAIのみ	ご契約のお車の事故により、企業の従業員が事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害を被られた場合に、企業が負担する葬儀費用、香典および求人・採用等に関する費用等について保険金をお支払いします(1名につき200万円限度)。ただし、香典・弔慰金などについては、死亡の場合は100万円限度、後遺障害の場合はその程度に応じて30万円～100万円を限度とします。
自損事故保険	
保険の補償を受けられる方が自動車事故により死傷された場合、または後遺障害を被られた場合で、自動車損害賠償保障法第3条の損害賠償請求権が発生しないときに保険金をお支払いします。ただし、人身傷害特約がセットされている場合はお支払いの対象外となります。	
◎ 介護費用保険金	保険の補償を受けられる方が自損事故における傷害により約款に定める重度の後遺障害を被り、かつ、介護の必要が認められる場合に「介護費用保険金」として200万円をお支払いします。
無保険車傷害保険(特約)	
自動車事故により保険の補償を受けられる方が死亡された場合、または後遺障害を被られた場合で、事故の相手方が不明または十分な保険を契約していなかったために賠償を受けられなかったときに、保険金をお支払いします。	

ご契約のお車の補償

車両保険

ご契約のお車が偶然な事故により損傷を被った場合や、盗難にあった場合などに保険金をお支払いします。

◎ 車両搬送費用特約

ご契約のお車が自動車事故・故障または落輪により自力走行不能となった場合に負担された次の費用について、30万円を限度(一部の用途車種は50万円限度)に保険金をお支払いします。

- ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場等へ搬送するための費用。
- 落輪したご契約のお車をクレーン等で引き上げる費用。

◆ 車両搬送時諸費用特約


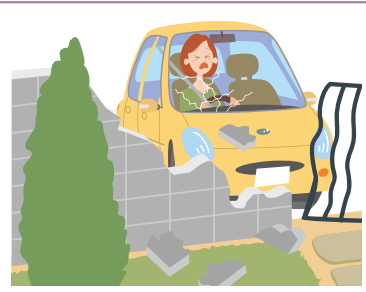
ご契約のお車が自動車事故・故障により自力走行不能になり、修理工場等へ搬送された場合に負担された費用について、保険金をお支払いします。

費用名	保険金のお支払い対象となる費用	上限額
車両運搬・引取費用	修理完了後のご契約のお車を被保険者の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用など。	1事故・1故障につき30万円 (一部の用途車種は50万円)
臨時宿泊費用	被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するために必要な1泊分の客室料。	1事故・1故障、1名につき1万円
臨時帰宅・移動費用	被保険者が損害発生の地から出発地、居住地または当面の目的地のいずれかへ移動するにあたり、合理的な経路および方法により、ご契約のお車の代替となる交通機関を臨時に利用した場合に必要な費用。	1事故・1故障、1名につき2万円

自動車保険に付随する保険金・特約等のご案内

◆ 車両新価特約	新車で取得されたご契約のお車が、事故(盗難を除きます。)により大きな損害を被り新たにお車を買って替えられた場合等に、実際にかかる購入費用等を、ご契約で定めた協定新価保険金額を限度にお支払いします。さらに協定新価保険金額の15%に相当する額を再取得時諸費用保険金としてお支払いします(30万円限度)。
◆ 車両臨時費用特約	ご契約のお車が全損となった場合は保険金額の15%に相当する額(10万円~30万円限度)を、全損以外で損害額が50万円以上となる場合は、損害額の5%に相当する額(10万円限度)をお支払いします。
◆ 代車費用特約 (代車借入条件付実損払方式)	事故により損害を受けたご契約のお車を修理している期間または買い替えまでの期間(約款に定める日数を限度とします。)にレンタカーなどを利用された場合の実費をお支払いします。ただし、1日につき、ご契約で定めた保険金額を限度とします。
◆ 対物事故時の自車修理 10万円限度特約	ご契約のお車に車両損害が生じた場合に保険金をお支払いします。ただし、対物賠償責任保険金をお支払いする場合に限り(10万円限度)。
◆ 対物事故時の代車費用 5日間特約	対物事故を起こした際、その事故により損害を受けたご契約のお車を修理している期間または買い替えまでの期間にレンタカーなど利用される場合の費用として日額5,000円(5日間限度)をお支払いします。
◆ 地震・噴火・津波危険 車両全損時一時金特約	地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損(注)となった場合に、記名被保険者が臨時に必要とする費用として、50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額)をお支払いします。 (注)本特約における全損とは、運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約のお車の損害の状態が本特約に定める基準に該当する場合をいいます。

その他の補償

◆ 弁護士費用特約(自動車)	<p>保険の補償を受けられる方が、自動車による偶然な被害事故にあわれ、賠償義務者に対して損害賠償を請求される際に、弊社の同意を得て支出した弁護士費用・訴訟費用等(300万円限度)や法律相談費用(10万円限度)をお支払いします。</p> <p>(注)記名被保険者またはそのご家族の方が既に他の保険契約でこの特約をセットしている場合、補償が重複することがありますので、ご契約に際しては契約形態をご確認ください。記名被保険者およびご家族の補償においては、この特約を複数のご契約にセットされた場合、支払限度額が合算されて補償されます(1契約における支払限度額は増額されません。)。なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、この特約をセットされたご契約を解約される時等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。</p>	
◆ 携行品特約	国内・国外を問わず自宅外における偶然な事故により保険の補償を受けられる方所有の携行品に破損・盗難などの損害が生じたときに、携行品1個(1組・1対)あたり10万円(乗車券・通貨などは5万円)を限度として再調達価額(貴金属等は時価額)または修繕費をお支払いします(保険期間1年につき30万円限度)。なお、この場合の時価額とは、損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。	
◆ 日常生活賠償責任特約	<p>日本国内において被保険者が日常生活で他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします(保険金額無制限)。</p> <p>(注)記名被保険者またはそのご家族の方が既に他の保険契約でこの特約をセットしている場合、補償が重複することがありますので、ご契約に際しては契約形態をご確認ください。なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、この特約をセットされたご契約を解約される時等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。</p>	
○ 賠償事故解決特約	「日常生活賠償責任特約」で補償する損害賠償の請求を受けた場合の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(弁護士の選任を含みます。)は原則として弊社で行います。	
◆ 車内身の回り品特約	車両事故や盗難などにより、ご契約のお車に積載していた身の回り品(個人所有の動産)に発生した損害についてご契約で定めた保険金額を限度に保険金をお支払いします。	
◆ 自宅・車庫等修理費用特約	ご契約のお車が自宅や車庫等に衝突した場合の自宅・車庫等の修理費用をお支払いします(1回の事故につき20万円限度、保険期間1年につき50万円限度)。	
◆ 事業用動産特約 FAIのみ	盗難等を除く自動車事故により、ご契約のお車に積載していた事業用動産(事業に関連して預託を受けている動産を含みます。)に発生した損害についてご契約で定めた保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、保険期間1年につき1回の事故に限りです。	

保険用語説明

相手自動車の価額	損害が生じた地および時における、相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月で同じ損耗度のお車の市場販売価格相当額をいいます。
危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
協定保険価額	保険契約者または車両所有者と弊社がご契約のお車の価額として契約締結時に協定した価額をいい、契約締結時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月で同じ損耗度のお車の市場販売価格相当額により定めた金額をいいます。
交通事故	自動車事故や列車事故などをいいますが、ご契約の内容により補償の範囲が異なりますので、ご注意ください。
ご家族	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。
個人被保険者	記名被保険者が法人の場合、記名被保険者とは別に「個人被保険者」を設定することができます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な金額をいいます。
時価額	損害が生じた地および時におけるご契約のお車の価額(ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月で同じ損耗度のお車の市場販売価格相当額)をいいます。
自家用8車種	自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車(普通<最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下>・小型・軽四輪)、特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。
就業不能	業務能力の滅失または減少により平常の業務に従事することができず、医師の治療を要している状態をいいます。
重度後遺障害	約款に定める後遺障害等級表(以下、「別表1」といいます。)の1に掲げる後遺障害、または別表1の2の第1級もしくは第2級に掲げる保険金支払割合を保険金額に乘じた額が支払われるべき後遺障害または別表1の2の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害をいいます。
全損	損害額または修理費が時価額(ご契約時に協定保険価額を定めている場合は協定保険価額)以上となる場合、またはご契約のお車の損傷を修理できない場合(車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。)をいいます。
短期契約	保険期間が1年未満のご契約をいいます。
長期契約	保険期間が1年超のご契約をいいます。
同居のご家族	ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族をいいます。
ノンフリート契約者	ご契約者が自ら所有・使用されるお車のご契約台数が9台以下の保険契約者のことをいいます。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
フリート契約者	ご契約者が自ら所有・使用されるお車のご契約台数が10台以上の保険契約者のことをいいます。
分損	修理費が時価額(ご契約時に協定保険価額を定めている場合は協定保険価額)未満の場合をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険金額	保険のご契約金額をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は保険の補償を受けられる方の自己負担となります。



Web約款 ～地球に優しい選択～

Web約款の場合、インターネットを利用して弊社のウェブサイトからいつでも約款(ご契約のしおり)をご覧いただけます。ご契約時にWeb約款をご選択いただきますと、紙の消費節減により環境保護に貢献できます。さらに、Web約款をご選択いただいた件数に応じ、一定額を弊社より環境保護団体へ寄付させていただきます。

ご契約

Web約款を
ご選択

紙の消費節減
による環境保護

環境保護団体
への寄付

社会貢献

※Web約款をご選択いただいた場合、冊子での「ご契約のしおり」の送付は省略させていただきます。
弊社ウェブサイトよりWeb約款をご覧ください。

<http://www.fujikasai.co.jp/>

電話番号はおかけ間違いのないように

商品・契約内容に
関するお問い合わせは…

富士火災
お客さまセンター
自動車保険専用窓口

0120-228-303

*携帯電話・PHSからもご利用になります。

●平日:午前9:00～午後6:00※
●土日祝:午前9:00～午後5:00※
※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は…

富士火災
セイフティ24
コンタクトセンター

0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になります。

24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災
お客さまの声室

0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になります。

●平日:午前9:00～午後7:00※
※年末年始を除きます。

弊社との間で
問題を解決できない場合は…

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター

0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241

●平日:午前9:15～午後5:00※
※12月30日～1月4日を除きます。
電話料金はお客様負担となります。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」「クレジットカード払特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しないときは、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生したときは、ただちに取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書をご用意しておりますので、必ずお読みください。
ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL. 03-5400-6000(大代表)
<http://www.fujikasai.co.jp/>

お問い合わせは



この印刷物は環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。

716.9.150.000 (F2807R) (TF) [F522S]